



# 阪神水道企業団公報

平成24年11月15日(木)

第250号

毎月15日発行

## 目 次

### ◇管理規程◇

- 阪神水道企業団工事施行規程の一部を改正する規程

### ◇告 示◇

- 阪神水道企業団議会議員(神戸市選出)の決定
- 企業長選挙の結果について

### ◇公 告◇

- 津波リスク対策検討業務の公募型プロポーザル方式の実施について
- 大道取水場水位計取替工事の条件付き一般競争入札(事後審査型)の実施について
- 施設情報管理設備取替工事の条件付き一般競争入札(事後審査型)の実施について
- 浸水対策工事の条件付き一般競争入札(事後審査型)の実施について
- 淀川取水場及び猪名川浄水場監視カメラ取替工事の条件付き一般競争入札(事後審査型)の実施について
- 猪名川浄水場及び西宮ポンプ場送水流量計取替工事の条件付き一般競争入札(事後審査型)の実施について
- 西宮ポンプ場送配水圧力伝送器取替工事の条件付き一般競争入札(事後審査型)の実施について
- 作業服 152着 外9件の条件付き一般競争入札(事後審査型)の実施について
- 本庁舎地下水路補修工事の条件付き一般競争入札(事後審査型)の実施について

## ◇管理規程◇

## 阪神水道企業団管理規程第5号

阪神水道企業団工事施行規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成24年10月15日

阪神水道企業団  
企業長 山中 敦

阪神水道企業団工事施行規程の一部を改正する規程  
阪神水道企業団工事施行規程（昭和54年管理規程第3号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>目次</p> <p><u>第1章 総則（第1条－第4条）</u></p> <p><u>第2章 請負工事（第5条－第18条）</u></p> <p><u>第3章 直営工事（第19条－第29条）</u></p> <p><u>第4章 精算（第30条－第32条）</u></p> <p><u>第5章 雑則（第33条）</u></p> <p>（工事の起工）</p> <p>第5条 工事施行課長は、工事を施行しようとするときは、次の各号に掲げる事項を記載した工事起工書に設計書<u>（積算システムを用いて作成する設計書の場合は当該システムの様式とする。以下同じ。）</u>、<u>図面及び必要に応じて仕様書並びに計算書を添付して工事所管課長に送付しなければならない。</u></p> <p>(1)～(6) 省略</p> <p>2及び3 省略</p> <p>（設計変更）</p> <p>第6条 工事施行課長は、設計変更の必要が生じたときは、請負人に対して、監督員を通じて工事指示書により工事の変更を指示するとともに、工事変更書に、<u>変更設計書（積算システムを用いて作成する変更設計書の場合は当該システムの様式とする。以下同じ。）</u>及び関係図書を添付して、前条に準じ工事所管課長に送付しなければならない。</p>	<p>（工事の起工）</p> <p>第5条 工事施行課長は、工事を施行しようとするときは、次の各号に掲げる事項を記載した工事起工書に設計書、<u>図面及び必要に応じて仕様書、</u>計算書を添付して工事所管課長に送付しなければならない。</p> <p>(1)～(6) 省略</p> <p>2及び3 省略</p> <p>（設計変更）</p> <p>第6条 工事施行課長は、設計変更の必要が生じたときは、請負人に対して、監督員を通じて工事指示書により工事の変更を指示するとともに、工事変更書に、<u>変更設計書及び関係図書を添付して、前条に準じ工事所管課長に送付しなければならない。</u></p>
<p>備考</p> <p>1 改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)に対応する改正後の欄中下線が引かれた部分(以下「改正後部分」という。)がある場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改める。</p> <p>2 改正部分に対応する改正後部分がない場合には、当該改正部分を削る。</p> <p>3 改正後部分に対応する改正部分がない場合には、当該改正部分を加える。</p> <p>4 表の改正規定において、改正後部分及び改正後部分に係る罫線に対応する改正部分及び改正部分に係る罫線がない場合には、当該改正後部分及び当該改正後部分に係る罫線を加える。</p>	

## 附 則

この規程は、平成24年10月15日から施行する。

---

◇告 示◇

阪神水道企業団告示第24号

平成24年10月16日神戸市会において執行された阪神水道企業団議会議員補欠選挙の結果、次のとおり当選した。

平成24年10月16日

阪神水道企業団  
企業長 山中 敦

記  
安 達 和 彦

---

阪神水道企業団告示第25号

平成24年第2回阪神水道企業団議会臨時会において企業長選挙を執行した結果、次のとおり当選した。

平成24年10月22日

阪神水道企業団  
企業長 山中 敦

記  
山 中 敦

---

◇公 告◇

阪神水道企業団公告

下記の業務について、公募型プロポーザル方式に係わる手続を開始するので、次のとおり公告する。

平成24年10月22日

阪神水道企業団  
企業長 山中 敦

1 業務概要

(1) 業務名称

津波リスク対策検討業務

(2) 業務内容

本業務は、南海トラフ地震に起因する津波による阪神水道企業団（以下「企業団」という。）施設への被害の低減を目的とした対策の検討を行うものである。

本業務の構成は以下のとおり。

- ア 取水口及び取水管の洗掘対策の検討
- イ 水管橋流出対策の検討
- ウ 浸水対策の検討
- エ その他対策の提案
- オ 各対策の基本図作成及び概算費用の算出

(3) 履行期間

契約日から平成25年3月29日(金)まで

2 プロポーザルを求める内容

企業団施設の特徴を考慮した、用水供給事業者として備えるべき最大クラス津波に対

する耐津波性能（機能）について

### 3 参加資格

次に掲げる事項のいずれにも該当すること。

#### (1) 参加表明者の資格要件

ア 企業団における平成23・24年度競争入札参加資格（登録工種：建設コンサルタント）を有し、かつ建設コンサルタントの登録規程（昭和52年4月15日付け建設省告示第717号）に該当する次のすべての部門の登録を受けていること。

(ｱ) 上水道及び工業用水道部門

(ｲ) 河川、砂防及び海岸・海洋部門

イ 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条4の規定に該当しない者であること。

ウ 公募型プロポーザル参加表明書の提出期限において、企業団指名停止基準に基づく指名停止を受けていないこと。

エ 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく再生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者であること。

オ 消費税及び地方消費税並びに法人税に滞納がない者であること。

カ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員が役員又は代表者として、若しくは実質的に経営に関与している団体、役員等が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に関する暴力団又は暴力団員（以下「暴力団等」という。）に金銭的な援助を行っている団体、その他暴力団等と社会的に非難されるべき関係を有している団体ではないこと。

キ 委託期間において、常に迅速に連絡調整可能な体制を維持できる者であること。

ク 平成14年度以降に、上水道及び工業用水の水管橋詳細設計業務もしくは既設水管橋の耐震診断業務の履行実績を有すること。なお、水管橋が含まれる配水管等の布設工事の設計業務も履行実績として構わない。

ケ 平成14年度以降に、国及び地方公共団体若しくはこれらに準ずる機関発注工事の元請けとして、河川構造物に関する詳細設計業務の履行実績を有すること。

#### (2) 配置予定技術者の資格要件

ア 配置予定技術者の資格（主任（管理）技術者、担当技術者及び照査技術者）

技術士（総合技術監理部門（上下水道あるいは建設）若しくは上下水道部門あるいは建設部門）の資格又はシビルコンサルティングマネージャー（上水道及び工業用水道若しくは河川、砂防及び海岸・海洋部門。以下「RCCM」とする。）の資格を有すること。

イ 配置予定技術者の業務実績

(ｱ) 主任（管理）技術者及び照査技術者

主任（管理）技術者又は照査技術者として、過去10年間（平成14年度以降に完成した業務）において、以下のいずれかの履行実績を有すること。

a 上水道及び工業用水の水管橋詳細設計業務若しくは既設水管橋の耐震診断業務。なお、水管橋が含まれる配水管等の布設工事の設計業務も履行実績として構わない。

b 国及び地方公共団体若しくはこれらに準ずる機関発注工事の元請けとして、河川構造物に関する詳細設計業務

(ｲ) 担当技術者

過去10年間（平成14年度以降に完成した業務）において、以下のいずれかの履行実績を有すること。

a 上水道及び工業用水の水管橋詳細設計業務若しくは既設水管橋の耐震診断業務。なお、水管橋が含まれる配水管等の布設工事の設計業務も履行実績として

構わない。

b 国及び地方公共団体若しくはこれらに準ずる機関発注工事の元請けとして、河川構造物に関する詳細設計業務

4 参加表明に必要な書類と記載上の留意事項

(1) 参加表明に必要な書類は次のとおりとし、記載する場合の文字サイズは10ポイント以上とする。

ア 参加表明書（様式－1）

イ 誓約書（様式－2）

ウ 企業の過去10年間の業務実績（様式－3）

エ 業務実施体制（様式－4）

オ 配置予定技術者の経歴等（様式－5）

カ 配置予定技術者の過去10年間の業務実績（様式－6）

キ 企業の業務実績及び配置予定技術者の資格並びに業務実績を証明できる書類（様式任意）

ク その他必要書類（様式任意）

(2) 参加表明書等の内容に関する留意事項

記載事項	内容に関する留意事項
企業の過去10年間の業務実績	<ul style="list-style-type: none"> <li>参加表明書の提出者が過去に受託した業務の実績について1件記載する。</li> <li>記載する業務は平成14年度以降に完了した業務とする。</li> <li>企業が業務を実施したことを証明できる契約書、TECRIS、特記仕様書などの写しを添付すること。また、必要に応じて業務の内容がわかる成果品の一部又は全部も添付すること。</li> <li>記載様式は様式－3とし、図面、写真等を引用する場合も含め1業務当たり1枚以内に記載する。</li> </ul>
業務実施体制	<ul style="list-style-type: none"> <li>各配置予定技術者の当該業務における兼任は認めない。</li> <li>他の建設コンサルタント等に当該業務の一部を再委託する場合又は学識経験者等の協力を得て、業務を実施する場合は、備考欄にその旨を記載するとともに、再委託先又は協力先、その理由(企業の技術的特徴等)を記載すること。ただし、業務の主たる部分を再委託してはならない。</li> <li>記載様式は様式－4とする。</li> </ul>
配置予定技術者の経歴等	<ul style="list-style-type: none"> <li>配置予定の各技術者について経歴等を記載する。</li> <li>業務実績を1件記載する。 なお、平成14年度以降に完了した業務を対象とする。</li> <li>参加表明書の提出者以外が受託した業務実績を記載する場合は、当該業務を受託した企業名等を記載すること。</li> <li>記載様式は様式－5とする。</li> </ul>
配置予定技術者の過去10年間の業務実績	<ul style="list-style-type: none"> <li>配置予定の技術者が過去に従事した業務実績について技術者1名につき1件記載する。</li> <li>記載する業務は、平成14年度以降に完了した業務とする。</li> <li>参加表明書の提出者以外が受託した業務実績を記載する場合は、当該業務を受託した企業名等を記載すること。</li> <li>予定技術者が主任(管理)、照査及び担当技術者として業務を実施したことを証明できる業務の契約書、TECRIS、特記仕様書などの写しを添付すること。また、必要に応じて業務の内容がわかる成果品の一部又は全部を添付すること。</li> </ul>

- |  |   |
|--|---|
|  | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 記載様式は様式－6とし、図面、写真等を引用する場合も含めA4判1枚以内に記載する。</li> </ul> |
|--|---|

5 参加表明書等の提出方法、提出先及び提出期限

(1) 提出方法

参加表明書及びその他必要書類は、持参により提出すること。

(2) 提出先及び提出期限

ア 提出先（受付担当）

〒658-0073 神戸市東灘区西岡本3丁目20番1号

総務部 総務課 契約係 TEL 078-431-1902

イ 受付期間 公告の日から平成24年10月31日(木)まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）毎日 午前9時00分から正午まで及び午後1時30分から午後5時00分まで

6 参加表明後の流れ

(1) スケジュール

本業務委託の契約までの日程については次のとおり予定している。

項目	日程
参加表明書提出の受付及び提案説明書配付	公告の日～10月31日
提案書提出の受付	～11月16日
提案書の特定及び契約締結	11月27日～

(2) 技術提案説明書の配付

参加表明書の提出者に対して、企業団から技術提案説明書を配付する。

(3) 業務委託者の特定方法

業提出された参加表明書及び提案書に対して、企業団において設置する「評価委員会」で一定の評価基準に基づく審査を実施し、最も優れた提案書を特定する。

ただし、参加表明時において、資格要件や必要書類など参加表明書に不備があった者は失格となり、提案書の評価は行わない。

7 契約に関する条件

契約金額（消費税込）が200万円を超える場合には、落札者が暴力団でないこと等についての誓約書等を契約締結以前に提出すること。

8 その他の留意事項

(1) 本業務の内容に係る説明会等を行わない。

(2) 参加表明書及びその他必要書類の作成及び提出に関する費用は提出者の負担とする。

(3) 参加表明書及びその他必要書類に虚偽の記載をした場合には、提出された参加表明書を無効とするとともに、虚偽の記載をした者に対して指名停止の措置を行うことがある。

(4) 参加者のうち、企業団の契約に係る指名停止を受けた場合は提出された参加表明書を無効とする。

(5) 業務実績については、我が国の公共事業体における実績をもって判断する。

(6) 提出された参加表明書及びその他必要書類は返却しない。また、提出された参加表明書及びその他必要書類は業務委託者の特定以外には使用しない。

(7) 契約を締結した者は、この業務委託の一部について締結する再委託契約及びその他のこの契約の履行に伴い締結する契約（以下「再委託等」という。）を締結する場合において、その契約金額（同一の者と複数の再委託等を締結する場合は、その合計金額）が200万円を超えるときには、その相手方が暴力団でないこと等についての誓約

書を提出させ、当該契約書の写し（「暴力団排除に関する特約」第3項の規定によりこの項に準じて再委託等に定めた規定により提出させた誓約書の写しを含む。）を企業団に提出すること。

- (8) その他、本書に記載のない事項及び質問事項等については、5-(2)に記載した受付担当に問い合わせること。

様式-1

## 参加表明書

平成 年 月 日

阪神水道企業団 企業長 様

住 所  
商号又は名称  
代 表 者 名

印

下記業務の提案書に基づく選定に参加したいので、これに必要な書類を提出します。

## 記

- 1 公告日 平成24年10月22日
- 2 業務名 津波リスク対策検討業務

担当部署  
担当者名  
T E L  
F A X  
E - m a i l

様式 - 2

## 誓 約 書

平成 年 月 日

阪神水道企業団 企業長 様

住 所  
商号又は名称  
代 表 者 名

印

「津波リスク対策検討業務」のプロポーザル参加申込みを行うに当たり、同業務に関する企業団公告に記載されている参加資格要件を全て満たしていることを誓約いたします。

なお、企業団より参加資格要件に関して必要な書類の提出を求められた場合には、速やかに必要書類を提出いたします。

また、提案説明書受領後において、参加資格要件のいずれかを満たしていないことが判明した場合、企業団が行う措置（参加資格の取消し、契約解除等）に従います。

様式 - 3

## ・ 企業の過去10年間の業務実績

業務名	
TECRIS 登録番号	
契約金額	
履行期間	
発注機関名 住所 TEL	
業務の概要	
業務の技術的特徴	

注1：業務の概要及び業務の技術的特徴については、具体的に記述すること。

注2：企業が業務を実施したことを証明できる契約書、TECRIS、特記仕様書などの写しを添付すること。また、必要に応じて業務の内容がわかる成果品の一部又は全部も添付すること。



## ・業務実施体制

	予定技術者	所属・役職	担当する分担業務の内容
主任(管理)技術者			
照査技術者			
担当技術者	<ul style="list-style-type: none"> <li>・</li> <li>・</li> <li>・</li> </ul>		

注1：氏名にはふりがなを振ること。

分担業務の内容	再委託先又は協力先及びその理由（企業の技術的特徴等）

注1：業務の分担を行っている場合には記載するものとする。

注2：他の建設コンサルタント等に当該業務の一部を再委託する場合又は学識経験者等の技術協力を受けて業務を実施する場合のみ記載するとともに、再委託先又は協力先、その理由（企業の技術的特徴等）を記載すること。ただし、業務の主たる部分を再委託してはならない。

様式 - 5

## ・配置予定技術者の経歴等

## 〇〇技術者の経歴

ふりがな			
①氏名		②生年月日	
③所属・役職			
④保有資格			
技術士（部門：	分野：	登録番号：	取得年月日：
RCCM（部門：	分野：	登録番号：	取得年月日：
その他（名称：		登録番号：	取得年月日：
⑤業務経歴			
業務名	業務概要	発注機関	履行期間
TECRIS 登録番号	（技術者として従事）		

注1：「〇〇技術者」は、主任（管理）、照査及び担当技術者の各名称を記述する。

注2：資格を証する書面の写しを添付すること。

様式 - 6

## ・配置予定技術者の過去10年間の業務実績

## 〇〇技術者（氏名

業務名	
TECRIS 登録番号	
契約金額	
履行期間	
発注機関名 住所 TEL	
業務の概要	
業務の技術的特徴	

当該技術者の業務担当の内容	
---------------	--

注1：「〇〇技術者」は主任(管理)、照査及び担当技術者の各名称を記述する。

注2：業務の概要及び業務の技術的特徴については、具体的に記述すること。

注3：企業・技術者が業務を実施したことを証明できる契約書、TECRIS、特記仕様書などの写しを添付すること。また、必要に応じて業務の内容がわかる成果品の一部又は全部も添付すること。

## 阪神水道企業団公告

郵便応募型条件付き一般競争入札を実施するので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「自治令」という。）第167条の6及び阪神水道企業団契約規程（昭和42年管理規程第1号）第4条の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成24年10月24日

阪神水道企業団  
企業長 山中 敦

### 1 入札に付する事項

- (1) 起工番号 改管事第2号  
工事名 大道取水場水位計取替工事
- (2) 工事場所 大道取水場（大阪市東淀川区大道南2丁目9番20号）
- (3) 工事概要 大道取水場に設置している淀川水位測定用水位計の取替えを行う。
- (4) 工事期間 契約締結日の翌日から平成25年2月28日(木)まで
- (5) 支払方法 完成払い
- (6) 前金払 なし
- (7) 予定価格 非公表
- (8) 最低制限価格 設定なし

### 2 応募方法 単独企業による。

### 3 入札参加資格

次に掲げる事項のいずれにも該当すること。

- (1) 阪神水道企業団（以下「企業団」という。）における平成23・24年度競争入札参加資格（登録工種：電気工事）を有していること。
- (2) 自治令第167条の4に規定する入札参加資格制限に該当しないこと。
- (3) 企業団指名停止基準（以下「指名停止基準」という。）に基づく指名停止を、入札参加申込日から開札日までの間に受けていないこと。
- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者であること（会社更生法に基づく更生手続開始の決定又は民事再生法に基づく再生手続開始の決定があった場合を除く。）。
- (5) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員が役員又は代表者として、若しくは実質的に経営に参与している団体、役員等が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団又は暴力団員（以下「暴力団等」という。）に金銭的な援助を行っている団体、その他暴力団等と社会的に非難されるべき関係を有している団体ではないこと。
- (6) 平成14年度以降に国及び地方公共団体若しくはこれらに準ずる機関発注工事の元請として、仕様書に記す同程度の測定範囲と精度の投込式水位計の設置工事の施工実績

を有すること。

4 入札に必要な書類の交付

企業団ホームページ (<http://www.hansui.or.jp/>) 「入札・契約情報」内の当該入札公告ページ（以下「入札公告ページ」という。）からダウンロードすること。ダウンロードできない環境にある場合は、総務課契約係（本庁舎3階）で配付するので、事前に連絡すること（電話(078)431-1902（直通））。

5 設計図書に関する質問

設計図書に関して質問があるときは、次のとおり電子メール（任意様式）により受け付ける。ただし、電子メールできない環境にある場合は、FAX（(078)431-2664）により提出すること。

(1) 受付期限 平成24年10月31日(水) 午後5時00分まで

(2) 送信先 阪神水道企業団 総務部総務課契約係 宛

E-mail keiyaku@hansui.or.jp

(3) 回答日 平成24年11月5日(月)に入札公告ページに掲載する。ただし、入札公告ページにて確認出来ない場合は、FAXにより回答する。

6 入札（郵便入札）参加申込方法

入札参加を希望する者は、次のとおり入札参加に必要な書類を一般書留、簡易書留及び特定記録郵便のいずれかの方法にて郵送すること（詳細は別紙「郵便応募型入札の手引き」を参照）。

(1) 提出書類

ア 郵便応募型条件付き一般競争入札参加申込書（様式第1号）

イ 入札書（指定様式で、日付は開札日を記入すること。）

ウ 同種又は類似工事の施工実績（様式第2号）

エ 建設業の許可及び経営事項審査結果（様式第4号）

(2) 提出部数

ア 1部

イ 封筒は、1件につき1件限りとする。また、封筒に入札書を2通以上入れた場合は全ての入札書を無効とする。

(3) 送付先 〒658-0073

神戸西岡本郵便局留

阪神水道企業団総務課契約係 宛

(4) 受付期間 公告日から平成24年11月9日(金)まで（必着）

7 開札の日時、場所等

(1) 日時 平成24年11月12日(月) 午前11時30分から

(2) 場所 神戸市東灘区西岡本3丁目20番1号

阪神水道企業団 本庁舎1階 第2会議室

(3) 開札の立会い 開札の立ち会いを希望する者は、開札立会申込書を提出すること。

8 入札参加資格の審査及び落札者の決定

(1) 開札は指定する郵便方法で郵送された封筒が未開封であることを立会人が確認した後に行う。

(2) 入札参加者は開札に立ち会うことができる。入札参加者から立会人が居ない場合は契約事務に関係のない企業団職員が行う。

(3) 入札金額が企業団の定めた予定価格の範囲内で、かつ最低制限価格以上であるもののうち、最低の価格をもって入札した者（以下「最低価格入札者」という。）を落札候補者とし、落札の決定を保留する。

(4) 落札の決定を保留した後、落札候補者が入札参加資格を有する者であるかを審査する。

(5) 同価による最低価格入札者が2者以上ある時は、立会人がくじ引きによって審査順位を決定する。この場合において、最低価格入札者が立会人として参加している場合

はその者にくじを引かせ、参加していない場合は契約事務に関係のない企業団職員にくじを引かせるものとする。

- (6) 再入札は行わない。
- (7) 予定価格以下の価格をもって入札した者がいないときは、当該入札において最低の価格をもって入札した者と随意契約に移行するものとする。
- (8) 審査の結果により、落札候補者の取扱いは次のいずれかによるものとする。
  - ア 落札候補者が入札参加資格を有する者であることを確認した場合は、その者を落札者とし、直ちに落札決定を電話又は書面で通知し、契約を締結するものとする。
  - イ 落札候補者が入札参加資格を有しない者であることを確認した場合は、その者の入札を無効とする。この場合、最低価格入札者以外の者のうち最低の価格をもって入札した者を新たに落札候補者とし、入札参加資格の審査を行う。以後、落札者が決定するまで同様の手続を繰り返す。
- (9) 入札参加資格の審査の結果、落札候補者の入札を無効にした場合には、入札を無効にした理由を付して当該落札候補者に通知する。
- (10) 開札後落札決定までに、落札候補者がいずれかの入札参加資格要件を満たさなくなった場合は入札参加資格を有しない者とみなし無効とする。
- (11) 落札候補者となった者は、正当な理由がある場合を除き、落札者となることを辞退することができない。

## 9 入札保証金

免除

## 10 契約保証金

免除

## 11 入札の無効

次のいずれかに該当する入札書は無効とする。

- (1) 入札者の資格のない者が入札したとき。
- (2) この入札に参加する複数の者の関係が、以下のアからウまでのいずれかに該当する場合には、該当する者のした入札（該当する者が、共同企業体の代表者以外の構成員である場合の入札を除く。）は全て無効とする。ただし、該当する者の1者を除く全てが入札を辞退した場合には、残る1者の入札は無効とはならない。

### ア 資本関係

以下のいずれかに該当する2者の場合。ただし、子会社（会社法第2条第3号及び会社法施行規則第3条の規定による子会社をいう。以下同じ。）又は子会社の一方が会社更生法第2条第7項に規定する更生会社（以下「更生会社」という。）又は民事再生法第2条第4号に規定する再生手続が存続中の会社である場合は除く。

- (ア) 親会社（会社法第2条第4号及び会社法施行規則第3条の規定による親会社をいう。以下同じ。）と子会社の関係にある場合
- (イ) 親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合

### イ 人的関係

以下のいずれかに該当する2者の場合。ただし、(ア)については、会社の一方が更生会社又は民事再生法第2条第4号に規定する再生手続が存続中の会社である場合は除く。

- (ア) 一方の会社の代表権を有する者（個人商店の場合は代表者。以下同じ。）が、他方の会社の代表権を有する者を現に兼ねている場合
- (イ) 一方の会社の代表権を有する者が、他方の会社の会社更生法第67条第1項又は民事再生法第64条第2項の規定により選任された管財人を現に兼ねている場合

### ウ その他の入札の適正さが阻害されると認められる場合

- (ア) その他上記ア又はイと同視しうる資本関係又は人的関係があると認められる場合
- (イ) 中小企業等協同組合法（昭和24年法律第181号）第3条に規定する中小企業等

協同組合とその組合員の関係にある場合

- (3) 持参及び指定した郵送方法以外（普通郵便、速達、小包郵便、宅急便等）の方法による入札
  - (4) 封筒に記載の案件名と同封している入札書に記載された案件名が異なるもの
  - (5) 期限までに所定の場所に到達しなかった入札書
  - (6) 封筒に封印のないもの
  - (7) 入札書の様式が指定様式でない入札書
  - (8) 記名及び押印のない入札書
  - (9) 入札参加申込者印と異なる印を押印した入札書
  - (10) 入札金額が加除訂正されている入札書
  - (11) 誤字、脱字等により意思表示が明確でない入札書
  - (12) 記載した文字を容易に消すことの出来る筆記用具を用いて記載した入札書
  - (13) 記載事項を訂正し、訂正印のない入札書
  - (14) 同一の入札書に2件以上の入札事項を連記したもの
  - (15) 同一人物が入札した2通以上の入札書
  - (16) 連合その他不正の行為があったと認められる入札書
  - (17) その他入札に関する条件に違反したと認められる者のした入札書
  - (18) 当該入札に関係のないことが記入されているもの
- 12 契約に関する条件
- 契約金額（消費税込）が200万円を超える場合には、落札者が暴力団でないこと等についての誓約書等を契約締結以前に提出すること。
- 13 その他留意事項
- (1) 提出された書類の作成に要する費用は、提出者の負担とする。
  - (2) 提出された書類は返還しない。
  - (3) 提出された書類に虚偽の記載をした者は、指名停止基準により6箇月の指名停止となり、その者のした入札は無効とする。
  - (4) 入札者は開札後、本公告及び関係法令等の入札条件の不知又は内容の不明を理由として、異議を申し立てることはできない。
  - (5) 郵便事故等により入札書が企業団へ到達しなかったことに対する異議を申し立てることはできない。
  - (6) 契約を締結した者は、この建設工事の一部について締結する請負契約及び資材又は原材料の購入契約その他のこの契約の履行に伴い締結する契約（以下「下請契約等」という。）を締結する場合において、その契約金額（同一の者と複数の下請契約等を締結する場合は、その合計金額）が200万円を超えるときには、その相手方が暴力団でないこと等についての誓約書を提出させ、当該契約書の写し（「暴力団排除に関する特約」第3項の規定によりこの項に準じて下請契約等に定めた規定により提出させた誓約書の写しを含む。）を企業団に提出すること。

本件入札に関する問い合わせ先  
阪神水道企業団 総務部総務課契約係  
〒658-0073 兵庫県神戸市東灘区西岡本3丁目20番1号  
電 話(078)431-1902（直通）  
F A X (078)431-2664

#### 阪神水道企業団公告

事後審査型条件付き一般競争入札により契約を締結するので、次のとおり公告する。

本入札案件は兵庫県電子入札共同運営システム（以下「電子入札システム」という。）を利用して行う電子入札案件であり、入札に関する手続については、「兵庫県電子入札共同運

営システム利用規約」及び「兵庫県電子入札共同運営システム阪神水道企業団運用基準」に従って行う。

平成24年10月24日

阪神水道企業団  
企業長 山中 敦

#### 1 入札に付する事項

- (1) 起工番号 改施第4号  
工事名 施設情報管理設備取替工事
- (2) 工事場所 本庁舎（神戸市東灘区西岡本3丁目20番1号）  
大道取水場（大阪市東淀川区大道南2丁目9番20号）  
淀川取水場（大阪市淀川区西中島2丁目1番27号）  
猪名川浄水場（尼崎市田能5丁目11番1号）  
尼崎浄水場（尼崎市南塚口町4丁目5番65号）  
甲東ポンプ場（西宮市上大市3丁目2番53号）  
水質試験所（尼崎市田能5丁目11番1号）
- (3) 工事概要 阪神水道企業団（以下「企業団」という。）の施設情報管理設備のうち、台帳管理サーバ、災害情報処理サーバ及び業務支援管理サーバ並びに上記の各場所に設置しているDBサーバ、ファイルサーバ、ネットワーク監視サーバ、ルータ、台帳管理ソフトウェア、図面管理ソフトウェア等主要機器の設計・製作、撤去、据付け及び試験並びに現場工事の一切を行うものである。
- (4) 工事期間 契約締結日の翌日から平成25年3月22日（金）まで
- (5) 支払方法 完成払い
- (6) 前金払 なし
- (7) 予定価格 事後公表
- (8) 最低制限価格 設定なし

#### 2 応募方法 単独企業による。

#### 3 入札参加資格

次に掲げる事項のいずれにも該当すること。

- (1) 企業団における平成23・24年度競争入札参加資格（登録工種：電気通信工事）を有していること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4に規定する入札参加資格制限に該当しないこと。
- (3) 企業団指名停止基準（以下「指名停止基準」という。）に基づく指名停止を、入札参加申込日から開札日までの間に受けていないこと。
- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者であること（会社更生法に基づく更生手続開始の決定又は民事再生法に基づく再生手続開始の決定があった場合を除く。）。
- (5) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員が役員又は代表者として、若しくは実質的に経営に関与している団体、役員等が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団又は暴力団員（以下「暴力団等」という。）に金銭的な援助を行っている団体、その他暴力団等と社会的に非難されるべき関係を有している団体ではないこと。
- (6) 平成14年度以降に国及び地方公共団体若しくはこれらに準ずる機関発注工事の元請として、仕様書に記す同程度の規模で、水道施設の情報管理設備において、画面構成や操作性などの基本システムを設計施工した実績を有すること。

#### 4 入札に必要な書類の交付

企業団ホームページ (<http://www.hansui.or.jp/>) 「入札・契約情報」内の当該入札公告ページ (以下「入札公告ページ」という。) からダウンロードすること。

#### 5 設計図書に関する質問

設計図書に関して質問があるときは、電子入札システム上の質問回答機能によらず、次のとおり電子メール (任意様式) により受け付ける。

- (1) 受付期限 平成24年10月29日(月) 午後5時00分まで
- (2) 送信先 阪神水道企業団 総務部総務課契約係 宛  
E-mail keiyaku@hansui.or.jp
- (3) 回答日 平成24年11月1日(木)に入札公告ページに掲載する。

#### 6 入札参加申込方法

入札参加を希望する者は、次のとおり入札参加に必要な書類を電子入札システムにより送信すること。

##### (1) 提出書類

ア 条件付き一般競争入札参加申込書 (様式第1号。申込者の印を押印のこと。)

イ 添付書類

- (ア) 同種又は類似工事の施工実績 (様式第2号)
- (イ) 建設業の許可及び経営事項審査結果 (様式第4号)

##### (2) 留意事項

添付書類のファイル容量が1MBを超える場合は、電子入札システム上で資料目録 (様式第6号) を送信し、添付書類を次の電子メールアドレス宛に送信又は持参により提出すること。

阪神水道企業団 総務部総務課契約係 宛  
E-mail keiyaku@hansui.or.jp

##### (3) 受付期間

公告日から平成24年11月6日(火)まで (土曜日、日曜日及び祝日を除く。) 電子入札システムの稼働時間内 (午前9時00分から午後8時00分。ただし、最終日は午後5時00分まで)

#### 7 紙入札 (紙の入札書を提出して行う入札をいう。以下同じ。) による入札参加申込方法やむを得ない事情により電子入札システムを使用して入札に参加できない場合は、次のとおり紙入札参加に必要な書類を持参により提出すること。郵送は認めない。

##### (1) 提出書類

ア 紙入札参加承認願 (様式第5号。電子入札システムを使用できない理由を記載のこと。)

イ 上記6(1)に示す提出書類

##### (2) 受付期間

公告日から平成24年11月6日(火)まで (土曜日、日曜日及び祝日を除く。) 毎日午前9時30分から午後4時30分まで (午前11時30分から午後1時30分までを除く。)

##### (3) 提出場所

本庁舎 3階 総務部総務課契約係  
神戸市東灘区西岡本3丁目20番1号

#### 8 入札書提出期間及び方法

##### (1) 電子入札システムにより入札する場合

ア 提出期間 第1日目 平成24年11月8日(木) 午前9時00分から午後8時00分まで

第2日目 平成24年11月9日(金) 午前9時00分から午後3時00分まで

イ 方法

電子入札システムにより、入札書に工事費内訳書 (設計書様式第3号の2甲及び乙に示す様式) を添付して送信すること。入札書、入札書受信確認通知及び入札書受付票は控えとして印刷し保存すること。

##### (2) 紙入札により入札する場合 (紙入札の承認を得た場合に限る。)

ア 提出期限 入札日第2日目の午後3時00分まで



イ 方 法 本庁舎3階総務部総務課契約係まで入札書及び工事費内訳書を持  
参により提出すること。郵送は認めない。

9 開札日時、場所及び落札候補者決定の方法

(1) 開札日時 平成24年11月12日(月) 午前10時00分から

(2) 落札候補者の決定方法

ア 入札金額が企業団の定めた予定価格の範囲内で、最低の価格をもって入札した者  
(以下「最低価格入札者」という。)を落札候補者とし、落札の決定を保留する。

イ 同価による最低価格入札者が2者以上いるときは、電子入札システムの抽選機能  
により落札候補者を決定する。

ウ 再入札は原則1回とする。再入札に参加する者は、再入札通知書発行後30分以内  
に入札書を再度送信すること。同時刻までに再入札がない者は入札を辞退したもの  
とみなす。

(3) 開札結果の通知

開札後、開札結果に応じて、次の通知書を電子入札システムにより発行するので、  
その内容を確認し、印刷して保存すること。

ア 落札候補者がある場合 「調査・保留通知書」

イ 入札を打ち切る場合 「取止め通知書」

ウ 再入札の場合 「再入札通知書」

10 落札候補者に対する入札参加資格の審査及び落札者の決定

(1) 入札参加資格の審査結果により、落札候補者の取扱いは次のいずれかによるもの  
とする。

ア 落札候補者が入札参加資格を有する者であることを確認した場合は、その者を落  
札者と決定する。

イ 落札候補者が入札参加資格を有しない者であることを確認した場合は、当該落札  
候補者の入札を無効とする。この場合、当該落札候補者以外の者のうち最低の価格  
をもって入札した者を新たに落札候補者とし、入札参加資格の審査を行う。以後、  
落札者が決定するまで同様の手続を繰り返す。

(2) 審査の結果、落札候補者の入札を無効にした場合には、入札を無効にした理由を付  
して当該落札候補者に通知する。

(3) 落札候補者は、正当な理由がある場合を除き、落札者となることを辞退すること  
ができない。

11 入札保証金

免除

12 契約保証金

保険会社との間に企業団を被保険者とする履行保証保険契約(定額てん補、付保割合  
100分の5以上)を締結し、その証書を提出すること。

13 入札の無効

次のいずれかに該当する入札書は無効とする。

(1) 入札者及びその代理人が他の入札の代理人となり、又は数人共同して入札をした  
とき。

(2) 入札者の資格のない者が入札したとき。

(3) この入札に参加する複数の者の関係が、以下のアからウまでのいずれかに該当  
する場合には、該当する者のした入札(該当する者が、共同企業体の代表者以外の構成員  
である場合の入札を除く。)は全て無効とする。ただし、該当する者の1者を除く全  
てが入札を辞退した場合には、残る1者の入札は無効とはならない。

ア 資本関係

以下のいずれかに該当する2者の場合。ただし、子会社(会社法第2条第3号及  
び会社法施行規則第3条の規定による子会社をいう。以下同じ。)又は子会社の一方  
が会社更生法第2条第7項に規定する更生会社(以下「更生会社」という。)又は民

事再生法第2条第4号に規定する再生手続が存続中の会社である場合は除く。

(ア) 親会社（会社法第2条第4号及び会社法施行規則第3条の規定による親会社をいう。以下同じ。）と子会社の関係にある場合

(イ) 親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合

#### イ 人的関係

以下のいずれかに該当する2者の場合。ただし、(ア)については、会社の一方が更生会社又は民事再生法第2条第4号に規定する再生手続が存続中の会社である場合は除く。

(ア) 一方の会社の代表権を有する者（個人商店の場合は代表者。以下同じ。）が、他方の会社の代表権を有する者を現に兼ねている場合

(イ) 一方の会社の代表権を有する者が、他方の会社の会社更生法第67条第1項又は民事再生法第64条第2項の規定により選任された管財人を現に兼ねている場合

#### ウ その他の入札の適正さが阻害されると認められる場合

(ア) その他上記ア又はイと同視しうる資本関係又は人的関係があると認められる場合

(イ) 中小企業等協同組合法（昭和24年法律第181号）第3条に規定する中小企業等協同組合とその組合員の関係にある場合

(4) 前各号に掲げる者のほか、特に指定した事項に違反したとき。

#### 14 契約に関する条件

契約金額（消費税込）が200万円を超える場合には、落札者が暴力団でないこと等についての誓約書等を契約締結以前に提出すること。

#### 15 その他留意事項

(1) 提出された書類の作成に要する費用は、入札参加者の負担とする。

(2) 提出された書類は返却しない。

(3) 提出された書類に虚偽の記載をした者は、指名停止基準により6箇月の指名停止となり、その者のした入札は無効とする。

(4) 入札者は開札後、本公告及び関係法令等の入札条件の不知又は内容の不明を理由として、異議を申し立てることはできない。

(5) 契約を締結した者は、この建設工事の一部について締結する請負契約及び資材又は原材料の購入契約その他のこの契約の履行に伴い締結する契約（以下「下請契約等」という。）を締結する場合において、その契約金額（同一の者と複数の下請契約等を締結する場合は、その合計金額）が200万円を超えるときには、その相手方が暴力団でないこと等についての誓約書を提出させ、当該契約書の写し（「暴力団排除に関する特約」第3項の規定によりこの項に準じて下請契約等に定めた規定により提出させた誓約書の写しを含む。）を企業団に提出すること。

本件入札に関する問い合わせ先

阪神水道企業団 総務部総務課契約係

〒658-0073 兵庫県神戸市東灘区西岡本3丁目20番1号

電話 (078)431-1902 (直通)

F A X (078)431-2664

#### 阪神水道企業団公告

事後審査型条件付き一般競争入札により契約を締結するので、次のとおり公告する。

本入札案件は兵庫県電子入札共同運営システム（以下「電子入札システム」という。）を利用して行う電子入札案件であり、入札に関する手続については、「兵庫県電子入札共同運営システム利用規約」及び「兵庫県電子入札共同運営システム阪神水道企業団運用基準」に従って行う。

平成24年10月24日

阪神水道企業団  
企業長 山中 敦

## 1 入札に付する事項

- |            |   |
|------------|---|
| (1) 起工番号   | 工管事第49号   |
| 工事名        | 浸水対策工事  |
| (2) 工事場所   | 大道取水場（大阪市東淀川区大道南2丁目9番20号）<br>淀川取水場（大阪市淀川区西中島2丁目1番27号） |
| (3) 工事概要   | 場内施設への浸水を防止するため、防水パネルの設置を行う。                          |
| (4) 工事期間   | 契約締結日の翌日から平成25年3月15日(金)まで                             |
| (5) 支払方法   | 完成払い  |
| (6) 前金払    | なし  |
| (7) 予定価格   | 事後公表  |
| (8) 最低制限価格 | 設定なし  |

## 2 応募方法 単独企業による。

## 3 入札参加資格

次に掲げる事項のいずれにも該当すること。

- (1) 阪神水道企業団（以下「企業団」という。）における平成23・24年度競争入札参加資格（登録工種：建築一式工事）を有していること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4に規定する入札参加資格制限に該当しないこと。
- (3) 企業団指名停止基準（以下「指名停止基準」という。）に基づく指名停止を、入札参加申込日から開札日までの間に受けていないこと。
- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者であること（会社更生法に基づく更生手続開始の決定又は民事再生法に基づく再生手続開始の決定があった場合を除く。）。
- (5) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員が役員又は代表者として、若しくは実質的に経営に関与している団体、役員等が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団又は暴力団員（以下「暴力団等」という。）に金銭的な援助を行っている団体、その他暴力団等と社会的に非難されるべき関係を有している団体ではないこと。
- (6) 神戸市、尼崎市、西宮市及び芦屋市のいずれかに本店または支店を置くこと。
- (7) 建設業法（昭和24年法律第100号）に規定する経営事項審査結果の直近の建築一式工事の総合評定値が691点以上かつ1,140点以下であり、本契約予定日（平成24年11月中旬）まで経営事項審査結果通知書の期間が有効であることが申込期日までに確認できること。
- (8) 平成14年度以降に仕様書に記すような浸水対策工事の施工実績を有すること。

## 4 入札に必要な書類の交付

企業団ホームページ（<http://www.hansui.or.jp/>）「入札・契約情報」内の当該入札公告ページ（以下「入札公告ページ」という。）からダウンロードすること。

## 5 設計図書に関する質問

設計図書に関して質問があるときは、電子入札システム上の質問回答機能によらず、次のとおり電子メール（任意様式）により受け付ける。

- |          |  |
|----------|--|
| (1) 受付期限 | 平成24年10月29日(月) 午後5時00分まで                           |
| (2) 送信先  | 阪神水道企業団 総務部総務課契約係 宛<br>E-mail keiyaku@hansui.or.jp |
| (3) 回答日  | 平成24年11月1日(木)に入札公告ページに掲載する。                        |

## 6 入札参加申込方法

入札参加を希望する者は、次のとおり入札参加に必要な書類を電子入札システムにより送信すること。

## (1) 提出書類

ア 条件付き一般競争入札参加申込書（様式第1号。申込者の印を押印のこと。）

## イ 添付書類

(ア) 同種又は類似工事の施工実績（様式第2号）

(イ) 建設業の許可及び経営事項審査結果（様式第4号）

(2) 留意事項 添付書類のファイル容量が1MBを超える場合は、電子入札システム上で資料目録（様式第6号）を送信し、添付書類を次の電子メールアドレス宛に送信又は持参により提出すること。

阪神水道企業団 総務部総務課契約係 宛

E-mail keiyaku@hansui.or.jp

(3) 受付期間 公告日から平成24年11月6日(火)まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）電子入札システムの稼働時間内（午前9時00分から午後8時00分。ただし、最終日は午後5時00分まで）

7 紙入札（紙の入札書を提出して行う入札をいう。以下同じ。）による入札参加申込方法やむを得ない事情により電子入札システムを使用して入札に参加できない場合は、次のとおり紙入札参加に必要な書類を持参により提出すること。郵送は認めない。

## (1) 提出書類

ア 紙入札参加承認願（様式第5号。電子入札システムを使用できない理由を記載のこと。）

## イ 上記6(1)に示す提出書類

(2) 受付期間 公告日から平成24年11月6日(火)まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）毎日午前9時30分から午後4時30分まで（午前11時30分から午後1時30分までを除く。）

(3) 提出場所 本庁舎 3階 総務部総務課契約係  
神戸市東灘区西岡本3丁目20番1号

## 8 入札書提出期間及び方法

## (2) 電子入札システムにより入札する場合

ア 提出期間 第1日目 平成24年11月8日(木) 午前9時00分から午後8時00分まで

第2日目 平成24年11月9日(金) 午前9時00分から午後3時00分まで

イ 方法 電子入札システムにより、入札書に工事費内訳書（設計書様式第3号の2甲及び乙に示す様式）を添付して送信すること。入札書、入札書受信確認通知及び入札書受付票は控えとして印刷し保存すること。

(2) 紙入札により入札する場合（紙入札の承認を得た場合に限る。）

ア 提出期限 入札日第2日目の午後3時00分まで

イ 方法 本庁舎3階総務部総務課契約係まで入札書及び工事費内訳書を持参により提出すること。郵送は認めない。

## 9 開札日時、場所及び落札候補者決定の方法

(1) 開札日時 平成24年11月12日(月) 午前10時30分から

## (2) 落札候補者の決定方法

ア 入札金額が企業団の定めた予定価格の範囲内で、最低の価格をもって入札した者（以下「最低価格入札者」という。）を落札候補者とし、落札の決定を保留する。

イ 同価による最低価格入札者が2者以上いるときは、電子入札システムの抽選機能により落札候補者を決定する。

ウ 再入札は原則1回とする。再入札に参加する者は、再入札通知書発行後30分以内に入札書を再度送信すること。同時刻までに再入札がない者は入札を辞退したものとみなす。

(3) 開札結果の通知

開札後、開札結果に応じて、次の通知書を電子入札システムにより発行するので、その内容を確認し、印刷して保存すること。

- ア 落札候補者がある場合 「調査・保留通知書」  
イ 入札を打ち切る場合 「取止め通知書」  
ウ 再入札の場合 「再入札通知書」

10 落札候補者に対する入札参加資格の審査及び落札者の決定

(1) 入札参加資格の審査結果により、落札候補者の取扱いは次のいずれかによるものとする。

ア 落札候補者が入札参加資格を有する者であることを確認した場合は、その者を落札者と決定する。

イ 落札候補者が入札参加資格を有しない者であることを確認した場合は、当該落札候補者の入札を無効とする。この場合、当該落札候補者以外の者のうち最低の価格をもって入札した者を新たに落札候補者とし、入札参加資格の審査を行う。以後、落札者が決定するまで同様の手続を繰り返す。

(2) 審査の結果、落札候補者の入札を無効にした場合には、入札を無効にした理由を付して当該落札候補者に通知する。

(3) 落札候補者は、正当な理由がある場合を除き、落札者となることを辞退することができない。

11 入札保証金

免除

12 契約保証金

保険会社との間に企業団を被保険者とする履行保証保険契約（定額てん補、付保割合100分の5以上）を締結し、その証書を提出すること。

13 入札の無効

次のいずれかに該当する入札書は無効とする。

(1) 入札者及びその代理人が他の入札の代理人となり、又は数人共同して入札をしたとき。

(2) 入札者の資格のない者が入札したとき。

(3) この入札に参加する複数の者の関係が、以下のアからウまでのいずれかに該当する場合には、該当する者のした入札（該当する者が、共同企業体の代表者以外の構成員である場合の入札を除く。）は全て無効とする。ただし、該当する者の1者を除く全てが入札を辞退した場合には、残る1者の入札は無効とはならない。

ア 資本関係

以下のいずれかに該当する2者の場合。ただし、子会社（会社法第2条第3号及び会社法施行規則第3条の規定による子会社をいう。以下同じ。）又は子会社の一方が会社更生法第2条第7項に規定する更生会社（以下「更生会社」という。）又は民事再生法第2条第4号に規定する再生手続が存続中の会社である場合は除く。

(ア) 親会社（会社法第2条第4号及び会社法施行規則第3条の規定による親会社をいう。以下同じ。）と子会社の関係にある場合

(イ) 親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合

イ 人的関係

以下のいずれかに該当する2者の場合。ただし、(ア)については、会社の一方が更生会社又は民事再生法第2条第4号に規定する再生手続が存続中の会社である場合は除く。

(ア) 一方の会社の代表権を有する者（個人商店の場合は代表者。以下同じ。）が、

他方の会社の代表権を有する者を現に兼ねている場合

- (イ) 一方の会社の代表権を有する者が、他方の会社の会社更生法第67条第1項又は民事再生法第64条第2項の規定により選任された管財人を現に兼ねている場合  
ウ その他の入札の適正さが阻害されると認められる場合

(ア) その他上記ア又はイと同視しうる資本関係又は人的関係があると認められる場合

(イ) 中小企業等協同組合法（昭和24年法律第181号）第3条に規定する中小企業等協同組合とその組合員の関係にある場合

- (4) 前各号に掲げる者のほか、特に指定した事項に違反したとき。

#### 14 契約に関する条件

契約金額（消費税込）が200万円を超える場合には、落札者が暴力団でないこと等についての誓約書等を契約締結以前に提出すること。

#### 15 その他留意事項

- (1) 提出された書類の作成に要する費用は、入札参加者の負担とする。
- (2) 提出された書類は返却しない。
- (3) 提出された書類に虚偽の記載をした者は、指名停止基準により6箇月の指名停止となり、その者のした入札は無効とする。
- (4) 入札者は開札後、本公告及び関係法令等の入札条件の不知又は内容の不明を理由として、異議を申し立てることはできない。
- (5) 契約を締結した者は、この建設工事の一部について締結する請負契約及び資材又は原材料の購入契約その他のこの契約の履行に伴い締結する契約（以下「下請契約等」という。）を締結する場合において、その契約金額（同一の者と複数の下請契約等を締結する場合は、その合計金額）が200万円を超えるときには、その相手方が暴力団でないこと等についての誓約書を提出させ、当該契約書の写し（「暴力団排除に関する特約」第3項の規定によりこの項に準じて下請契約等に定めた規定により提出させた誓約書の写しを含む。）を企業団に提出すること。

本件入札に関する問い合わせ先

阪神水道企業団 総務部総務課契約係

〒658-0073 兵庫県神戸市東灘区西岡本3丁目20番1号

電話(078)431-1902(直通)

FAX(078)431-2664

#### 阪神水道企業団公告

事後審査型条件付き一般競争入札により契約を締結するので、次のとおり公告する。

本入札案件は兵庫県電子入札共同運営システム（以下「電子入札システム」という。）を利用して行う電子入札案件であり、入札に関する手続については、「兵庫県電子入札共同運営システム利用規約」及び「兵庫県電子入札共同運営システム阪神水道企業団運用基準」に従って行う。

平成24年10月24日

阪神水道企業団

企業長 山中 敦

#### 1 入札に付する事項

- (1) 起工番号 改管事第4号  
工事名 淀川取水場及び猪名川浄水場監視カメラ取替工事
- (2) 工事場所 淀川取水場（大阪市淀川区西中島2丁目1番27号）  
猪名川浄水場（尼崎市田能5丁目11番1号）
- (3) 工事概要 淀川取水場の取水口監視カメラ及び猪名川浄水場の構内監視カメラ

の取替えを行う。

- (4) 工事期間 契約締結日の翌日から平成25年2月28日(木)まで
  - (5) 支払方法 完成払い
  - (6) 前金払 なし
  - (7) 予定価格 事後公表
  - (8) 最低制限価格 設定なし
- 2 応募方法 単独企業による。
- 3 入札参加資格  
次に掲げる事項のいずれにも該当すること。
- (1) 阪神水道企業団（以下「企業団」という。）における平成23・24年度競争入札参加資格（登録工種：電気工事）を有していること。
  - (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4に規定する入札参加資格制限に該当しないこと。
  - (3) 企業団指名停止基準（以下「指名停止基準」という。）に基づく指名停止を、入札参加申込日から開札日までの間に受けていないこと。
  - (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者であること（会社更生法に基づく更生手続開始の決定又は民事再生法に基づく再生手続開始の決定があった場合を除く。）。
  - (5) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員が役員又は代表者として、若しくは実質的に経営に関与している団体、役員等が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団又は暴力団員（以下「暴力団等」という。）に金銭的な援助を行っている団体、その他暴力団等と社会的に非難されるべき関係を有している団体ではないこと。
  - (6) 平成14年度以降に国及び地方公共団体若しくはこれらに準ずる機関発注工事の元請として、仕様書に記す同方式で同程度の被写体照度及び有効画素数並びにズーム比の監視カメラ設備工事の施工実績を有すること。
- 4 入札に必要な書類の交付  
企業団ホームページ（<http://www.hansui.or.jp/>）「入札・契約情報」内の当該入札公告ページ（以下「入札公告ページ」という。）からダウンロードすること。
- 5 設計図書に関する質問  
設計図書に関して質問があるときは、電子入札システム上の質問回答機能によらず、次のとおり電子メール（任意様式）により受け付ける。
- (1) 受付期限 平成24年10月29日(月) 午後5時00分まで
  - (2) 送信先 阪神水道企業団 総務部総務課契約係 宛  
E-mail keiyaku@hansui.or.jp
  - (3) 回答日 平成24年11月1日(木)に入札公告ページに掲載する。
- 6 入札参加申込方法  
入札参加を希望する者は、次のとおり入札参加に必要な書類を電子入札システムにより送信すること。
- (1) 提出書類  
ア 条件付き一般競争入札参加申込書（様式第1号。申込者の印を押印のこと。）  
イ 添付書類  
ア 同種又は類似工事の施工実績（様式第2号）  
イ 建設業の許可及び経営事項審査結果（様式第4号）
  - (2) 留意事項 添付書類のファイル容量が1MBを超える場合は、電子入札システム上で資料目録（様式第6号）を送信し、添付書類を次の電子メールアドレス宛に送信又は持参により提出すること。

阪神水道企業団 総務部総務課契約係 宛

E-mail keiyaku@hansui.or.jp

- (3) 受付期間 公告日から平成24年11月6日(火)まで(土曜日、日曜日及び祝日を除く。)電子入札システムの稼働時間内(午前9時00分から午後8時00分。ただし、最終日は午後5時00分まで)
- 7 紙入札(紙の入札書を提出して行う入札をいう。以下同じ。)による入札参加申込方法やむを得ない事情により電子入札システムを使用して入札に参加できない場合は、次のとおり紙入札参加に必要な書類を持参により提出すること。郵送は認めない。
- (1) 提出書類
- ア 紙入札参加承認願(様式第5号。電子入札システムを使用できない理由を記載のこと。)
- イ 上記6(1)に示す提出書類
- (2) 受付期間 公告日から平成24年11月6日(火)まで(土曜日、日曜日及び祝日を除く。)毎日午前9時30分から午後4時30分まで(午前11時30分から午後1時30分までを除く。)
- (3) 提出場所 本庁舎 3階 総務部総務課契約係  
神戸市東灘区西岡本3丁目20番1号
- 8 入札書提出期間及び方法
- (1) 電子入札システムにより入札する場合
- ア 提出期間 第1日目 平成24年11月8日(木) 午前9時00分から午後8時00分まで  
第2日目 平成24年11月9日(金) 午前9時00分から午後3時00分まで
- イ 方法 電子入札システムにより、入札書に工事費内訳書(設計書様式第3号の2甲及び乙に示す様式)を添付して送信すること。入札書、入札書受信確認通知及び入札書受付票は控えとして印刷し保存すること。
- (2) 紙入札により入札する場合(紙入札の承認を得た場合に限る。)
- ア 提出期限 入札日第2日目の午後3時00分まで
- イ 方法 本庁舎3階総務部総務課契約係まで入札書及び工事費内訳書を持参により提出すること。郵送は認めない。
- 9 開札日時、場所及び落札候補者決定の方法
- (1) 開札日時 平成24年11月12日(月) 午前11時00分から
- (2) 落札候補者の決定方法
- ア 入札金額が企業団の定めた予定価格の範囲内で、最低の価格をもって入札した者(以下「最低価格入札者」という。)を落札候補者とし、落札の決定を保留する。
- イ 同価による最低価格入札者が2者以上いるときは、電子入札システムの抽選機能により落札候補者を決定する。
- ウ 再入札は原則1回とする。再入札に参加する者は、再入札通知書発行後30分以内に入札書を再度送信すること。同時刻までに再入札がない者は入札を辞退したものとみなす。
- (3) 開札結果の通知
- 開札後、開札結果に応じて、次の通知書を電子入札システムにより発行するので、その内容を確認し、印刷して保存すること。
- ア 落札候補者がある場合 「調査・保留通知書」
- イ 入札を打ち切る場合 「取止め通知書」
- ウ 再入札の場合 「再入札通知書」
- 10 落札候補者に対する入札参加資格の審査及び落札者の決定
- (1) 入札参加資格の審査結果により、落札候補者の取扱いは次のいずれかによるものと



する。

ア 落札候補者が入札参加資格を有する者であることを確認した場合は、その者を落札者と決定する。

イ 落札候補者が入札参加資格を有しない者であることを確認した場合は、当該落札候補者の入札を無効とする。この場合、当該落札候補者以外の者のうち最低の価格をもって入札した者を新たに落札候補者とし、入札参加資格の審査を行う。以後、落札者が決定するまで同様の手続を繰り返す。

(2) 審査の結果、落札候補者の入札を無効にした場合には、入札を無効にした理由を付して当該落札候補者に通知する。

(3) 落札候補者は、正当な理由がある場合を除き、落札者となることを辞退することができない。

#### 11 入札保証金

免除

#### 12 契約保証金

保険会社との間に企業団を被保険者とする履行保証保険契約（定額てん補、付保割合100分の5以上）を締結し、その証書を提出すること。

#### 13 入札の無効

次のいずれかに該当する入札書は無効とする。

(1) 入札者及びその代理人が他の入札の代理人となり、又は数人共同して入札をしたとき。

(2) 入札者の資格のない者が入札したとき。

(3) この入札に参加する複数の者の関係が、以下のアからウまでのいずれかに該当する場合には、該当する者のした入札（該当する者が、共同企業体の代表者以外の構成員である場合の入札を除く。）は全て無効とする。ただし、該当する者の1者を除く全てが入札を辞退した場合には、残る1者の入札は無効とはならない。

ア 資本関係

以下のいずれかに該当する2者の場合。ただし、子会社（会社法第2条第3号及び会社法施行規則第3条の規定による子会社をいう。以下同じ。）又は子会社の一方が会社更生法第2条第7項に規定する更生会社（以下「更生会社」という。）又は民事再生法第2条第4号に規定する再生手続が存続中の会社である場合は除く。

(ア) 親会社（会社法第2条第4号及び会社法施行規則第3条の規定による親会社をいう。以下同じ。）と子会社の関係にある場合

(イ) 親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合

イ 人的関係

以下のいずれかに該当する2者の場合。ただし、(ア)については、会社の一方が更生会社又は民事再生法第2条第4号に規定する再生手続が存続中の会社である場合は除く。

(ア) 一方の会社の代表権を有する者（個人商店の場合は代表者。以下同じ。）が、他方の会社の代表権を有する者を現に兼ねている場合

(イ) 一方の会社の代表権を有する者が、他方の会社の会社更生法第67条第1項又は民事再生法第64条第2項の規定により選任された管財人を現に兼ねている場合

ウ その他の入札の適正さが阻害されると認められる場合

(ア) その他上記ア又はイと同視しうる資本関係又は人的関係があると認められる場合

(イ) 中小企業等協同組合法（昭和24年法律第181号）第3条に規定する中小企業等協同組合とその組合員の関係にある場合

(4) 前各号に掲げる者のほか、特に指定した事項に違反したとき。

#### 14 契約に関する条件

契約金額（消費税込）が200万円を超える場合には、落札者が暴力団でないこと等につ

いての誓約書等を契約締結以前に提出すること。

#### 15 その他留意事項

- (1) 提出された書類の作成に要する費用は、入札参加者の負担とする。
- (2) 提出された書類は返却しない。
- (3) 提出された書類に虚偽の記載をした者は、指名停止基準により6箇月の指名停止となり、その者のした入札は無効とする。
- (4) 入札者は開札後、本公告及び関係法令等の入札条件の不知又は内容の不明を理由として、異議を申し立てることはできない。
- (5) 契約を締結した者は、この建設工事の一部について締結する請負契約及び資材又は原材料の購入契約その他のこの契約の履行に伴い締結する契約（以下「下請契約等」という。）を締結する場合において、その契約金額（同一の者と複数の下請契約等を締結する場合は、その合計金額）が200万円を超えるときには、その相手方が暴力団でないこと等についての誓約書を提出させ、当該契約書の写し（「暴力団排除に関する特約」第3項の規定によりこの項に準じて下請契約等に定めた規定により提出させた誓約書の写しを含む。）を企業団に提出すること。

本件入札に関する問い合わせ先  
阪神水道企業団 総務部総務課契約係  
〒658-0073 兵庫県神戸市東灘区西岡本3丁目20番1号  
電話(078)431-1902(直通)  
FAX(078)431-2664

#### 阪神水道企業団公告

事後審査型条件付き一般競争入札により契約を締結するので、次のとおり公告する。

本入札案件は兵庫県電子入札共同運営システム（以下「電子入札システム」という。）を利用して行う電子入札案件であり、入札に関する手続については、「兵庫県電子入札共同運営システム利用規約」及び「兵庫県電子入札共同運営システム阪神水道企業団運用基準」に従って行う。

平成24年10月24日

阪神水道企業団  
企業長 山 中 敦

#### 1 入札に付する事項

- (1) 起工番号 改施第3号  
工事名 猪名川浄水場及び西宮ポンプ場送水流量計取替工事
- (2) 工事場所 猪名川浄水場（尼崎市田能5丁目11番1号）  
西宮ポンプ場（西宮市室川町2番32号）
- (3) 工事概要 猪名川浄水場及び西宮ポンプ場に設置している送水流量計及び計装機器の取替えを行う。
- (4) 工事期間 契約締結日の翌日から平成25年3月22日(金)まで
- (5) 支払方法 完成払い
- (6) 前金払 なし
- (7) 予定価格 事後公表
- (8) 最低制限価格 設定なし

#### 2 応募方法 単独企業による。

#### 3 入札参加資格

次に掲げる事項のいずれにも該当すること。

- (1) 阪神水道企業団（以下「企業団」という。）における平成23・24年度競争入札加資格（登録工種：電気工事）を有していること。

- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4に規定する入札参加資格制限に該当しないこと。
  - (3) 企業団指名停止基準（以下「指名停止基準」という。）に基づく指名停止を、入札参加申込日から開札日までの間に受けていないこと。
  - (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者であること（会社更生法に基づく更生手続開始の決定又は民事再生法に基づく再生手続開始の決定があった場合を除く。）。
  - (5) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員が役員又は代表者として、若しくは実質的に経営に参与している団体、役員等が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団又は暴力団員（以下「暴力団等」という。）に金銭的な援助を行っている団体、その他暴力団等と社会的に非難されるべき関係を有している団体ではないこと。
  - (6) 平成14年度以降に国及び地方公共団体若しくはこれらに準ずる機関発注工事の元請として、仕様書に記す同程度の口径、測定範囲及び精度の超音波流量計の取替工事の施工実績を有すること。
- 4 入札に必要な書類の交付  
企業団ホームページ（<http://www.hansui.or.jp/>）「入札・契約情報」内の当該入札公告ページ（以下「入札公告ページ」という。）からダウンロードすること。
- 5 設計図書に関する質問  
設計図書に関して質問があるときは、電子入札システム上の質問回答機能によらず、次のとおり電子メール（任意様式）により受け付ける。
- (1) 受付期限 平成24年10月29日(月) 午後5時00分まで
  - (2) 送信先 阪神水道企業団 総務部総務課契約係 宛  
E-mail keiyaku@hansui.or.jp
  - (3) 回答日 平成24年11月1日(木)に入札公告ページに掲載する。
- 6 入札参加申込方法  
入札参加を希望する者は、次のとおり入札参加に必要な書類を電子入札システムにより送信すること。
- (1) 提出書類  
ア 条件付き一般競争入札参加申込書（様式第1号。申込者の印を押印のこと。）  
イ 添付書類  
ア 同種又は類似工事の施工実績（様式第2号）  
イ 建設業の許可及び経営事項審査結果（様式第4号）
  - (2) 留意事項 添付書類のファイル容量が1MBを超える場合は、電子入札システム上で資料目録（様式第6号）を送信し、添付書類を次の電子メールアドレス宛に送信又は持参により提出すること。  
阪神水道企業団 総務部総務課契約係 宛  
E-mail keiyaku@hansui.or.jp
  - (3) 受付期間 公告日から平成24年11月6日(火)まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）電子入札システムの稼働時間内（午前9時00分から午後8時00分。ただし、最終日は午後5時00分まで）
- 7 紙入札（紙の入札書を提出して行う入札をいう。以下同じ。）による入札参加申込方法やむを得ない事情により電子入札システムを使用して入札に参加できない場合は、次のとおり紙入札参加に必要な書類を持参により提出すること。郵送は認めない。
- (1) 提出書類  
ア 紙入札参加承認願（様式第5号。電子入札システムを使用できない理由を記載のこと。）

- イ 上記6(1)に示す提出書類
- (2) 受付期間 公告日から平成24年11月6日(火)まで(土曜日、日曜日及び祝日を除く。)毎日午前9時30分から午後4時30分まで(午前11時30分から午後1時30分までを除く。)
- (3) 提出場所 本庁舎 3階 総務部総務課契約係  
神戸市東灘区西岡本3丁目20番1号
- 8 入札書提出期間及び方法
- (3) 電子入札システムにより入札する場合
- ア 提出期間 第1日目 平成24年11月8日(木) 午前9時00分から午後8時00分まで  
第2日目 平成24年11月9日(金) 午前9時00分から午後3時00分まで
- イ 方法 電子入札システムにより、入札書に工事費内訳書(設計書様式第3号の2甲及び乙に示す様式)を添付して送信すること。入札書、入札書受信確認通知及び入札書受付票は控えとして印刷し保存すること。
- (2) 紙入札により入札する場合(紙入札の承認を得た場合に限る。)
- ア 提出期限 入札日第2日目の午後3時00分まで
- イ 方法 本庁舎3階総務部総務課契約係まで入札書及び工事費内訳書を持参により提出すること。郵送は認めない。
- 9 開札日時、場所及び落札候補者決定の方法
- (1) 開札日時 平成24年11月12日(月) 午後1時30分から
- (2) 落札候補者の決定方法
- ア 入札金額が企業団の定めた予定価格の範囲内で、最低の価格をもって入札した者(以下「最低価格入札者」という。)を落札候補者とし、落札の決定を保留する。
- イ 同価による最低価格入札者が2者以上いるときは、電子入札システムの抽選機能により落札候補者を決定する。
- ウ 再入札は原則1回とする。再入札に参加する者は、再入札通知書発行後30分以内に入札書を再度送信すること。同時刻までに再入札がない者は入札を辞退したものとみなす。
- (3) 開札結果の通知  
開札後、開札結果に応じて、次の通知書を電子入札システムにより発行するので、その内容を確認し、印刷して保存すること。
- ア 落札候補者がある場合 「調査・保留通知書」
- イ 入札を打ち切る場合 「取止め通知書」
- ウ 再入札の場合 「再入札通知書」
- 10 落札候補者に対する入札参加資格の審査及び落札者の決定
- (1) 入札参加資格の審査結果により、落札候補者の取扱いは次のいずれかによるものとする。
- ア 落札候補者が入札参加資格を有する者であることを確認した場合は、その者を落札者と決定する。
- イ 落札候補者が入札参加資格を有しない者であることを確認した場合は、当該落札候補者の入札を無効とする。この場合、当該落札候補者以外の者のうち最低の価格をもって入札した者を新たに落札候補者とし、入札参加資格の審査を行う。以後、落札者が決定するまで同様の手続を繰り返す。
- (2) 審査の結果、落札候補者の入札を無効にした場合には、入札を無効にした理由を付して当該落札候補者に通知する。
- (3) 落札候補者は、正当な理由がある場合を除き、落札者となることを辞退することができない。

## 11 入札保証金

免除

## 12 契約保証金

保険会社との間に企業団を被保険者とする履行保証保険契約（定額てん補、付保割合100分の5以上）を締結し、その証書を提出すること。

## 13 入札の無効

次のいずれかに該当する入札書は無効とする。

- (1) 入札者及びその代理人が他の入札の代理人となり、又は数人共同して入札をしたとき。
- (2) 入札者の資格のない者が入札したとき。
- (3) この入札に参加する複数の者の関係が、以下のアからウまでのいずれかに該当する場合には、該当する者のした入札（該当する者が、共同企業体の代表者以外の構成員である場合の入札を除く。）は全て無効とする。ただし、該当する者の1者を除く全てが入札を辞退した場合には、残る1者の入札は無効とはならない。

## ア 資本関係

以下のいずれかに該当する2者の場合。ただし、子会社（会社法第2条第3号及び会社法施行規則第3条の規定による子会社をいう。以下同じ。）又は子会社の一方が会社更生法第2条第7項に規定する更生会社（以下「更生会社」という。）又は民事再生法第2条第4号に規定する再生手続が存続中の会社である場合は除く。

- (ア) 親会社（会社法第2条第4号及び会社法施行規則第3条の規定による親会社をいう。以下同じ。）と子会社の関係にある場合
- (イ) 親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合

## イ 人的関係

以下のいずれかに該当する2者の場合。ただし、(ア)については、会社の一方が更生会社又は民事再生法第2条第4号に規定する再生手続が存続中の会社である場合は除く。

- (ア) 一方の会社の代表権を有する者（個人商店の場合は代表者。以下同じ。）が、他方の会社の代表権を有する者を現に兼ねている場合
- (イ) 一方の会社の代表権を有する者が、他方の会社の会社更生法第67条第1項又は民事再生法第64条第2項の規定により選任された管財人を現に兼ねている場合

## ウ その他の入札の適正さが阻害されると認められる場合

- (ア) その他上記ア又はイと同視しうる資本関係又は人的関係があると認められる場合
- (イ) 中小企業等協同組合法（昭和24年法律第181号）第3条に規定する中小企業等協同組合とその組合員の関係にある場合

- (4) 前各号に掲げる者のほか、特に指定した事項に違反したとき。

## 14 契約に関する条件

契約金額（消費税込）が200万円を超える場合には、落札者が暴力団でないこと等についての誓約書等を契約締結以前に提出すること。

## 15 その他留意事項

- (1) 提出された書類の作成に要する費用は、入札参加者の負担とする。
- (2) 提出された書類は返却しない。
- (3) 提出された書類に虚偽の記載をした者は、指名停止基準により6箇月の指名停止となり、その者のした入札は無効とする。
- (4) 入札者は開札後、本公告及び関係法令等の入札条件の不知又は内容の不明を理由として、異議を申し立てることはできない。
- (5) 契約を締結した者は、この建設工事の一部について締結する請負契約及び資材又は原材料の購入契約その他のこの契約の履行に伴い締結する契約（以下「下請契約等」という。）を締結する場合において、その契約金額（同一の者と複数の下請契約等を締

結する場合は、その合計金額)が200万円を超えるときには、その相手方が暴力団でないこと等についての誓約書を提出させ、当該契約書の写し(「暴力団排除に関する特約」第3項の規定によりこの項に準じて下請契約等に定めた規定により提出させた誓約書の写しを含む。)を企業団に提出すること。

本件入札に関する問い合わせ先

阪神水道企業団 総務部総務課契約係

〒658-0073 兵庫県神戸市東灘区西岡本3丁目20番1号

電話(078)431-1902(直通)

FAX(078)431-2664

## 阪神水道企業団公告

郵便応募型条件付き一般競争入札を実施するので、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号。以下「自治令」という。)第167条の6及び阪神水道企業団契約規程(昭和42年管理規程第1号)第4条の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成24年10月24日

阪神水道企業団  
企業長 山中 敦

### 1 入札に付する事項

- |            |   |
|------------|---|
| (1) 起工番号   | 改送第5号   |
| 工事名        | 西宮ポンプ場送配水圧力伝送器取替工事  |
| (2) 工事場所   | 西宮ポンプ場(西宮市室川町2番32号)   |
| (3) 工事概要   | 西宮ポンプ場に設置している送水用圧力伝送器(0~2.0MPa)1台及び配水用圧力伝送器(0~0.7MPa)2台の取替えを行う。 |
| (4) 工事期間   | 契約締結日の翌日から平成25年2月28日(休)まで                                       |
| (5) 支払方法   | 完成払い  |
| (6) 前金払    | なし  |
| (7) 予定価格   | 事後公表  |
| (8) 最低制限価格 | 設定なし  |

### 2 応募方法 単独企業による。

### 3 入札参加資格

次に掲げる事項のいずれにも該当すること。

- (1) 阪神水道企業団(以下「企業団」という。)における平成23・24年度競争入札参加資格(登録工種:電気工事)を有していること。
- (2) 自治令第167条の4に規定する入札参加資格制限に該当しないこと。
- (3) 企業団指名停止基準(以下「指名停止基準」という。)に基づく指名停止を、入札参加申込日から開札日までの間に受けていないこと。
- (4) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者であること(会社更生法に基づく更生手続開始の決定又は民事再生法に基づく再生手続開始の決定があった場合を除く。)
- (5) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員が役員又は代表者として、若しくは実質的に経営に関与している団体、役員等が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団又は暴力団員(以下「暴力団等」という。)に金銭的な援助を行っている団体、その他暴力団等と社会的に非難されるべき関係を有している団体ではないこと。
- (6) 平成14年度以降に国及び地方公共団体若しくはこれらに準ずる機関発注工事の元

請として、上水道施設において仕様書に記す同程度の測定スパンと精度の圧力伝送器の設備工事の施工実績を有すること。

#### 4 入札に必要な書類の交付

企業団ホームページ (<http://www.hansui.or.jp/>) 「入札・契約情報」内の当該入札公告ページ（以下「入札公告ページ」という。）からダウンロードすること。ダウンロードできない環境にある場合は、総務課契約係（本庁舎3階）で配付するので、事前に連絡すること（電話(078)431-1902（直通））。

#### 5 設計図書に関する質問

設計図書に関して質問があるときは、次のとおり電子メール（任意様式）により受け付ける。ただし、電子メールできない環境にある場合は、FAX（(078)431-2664）により提出すること。

(1) 受付期限 平成24年10月31日(水) 午後5時00分まで

(2) 送信先 阪神水道企業団 総務部総務課契約係 宛  
E-mail keiyaku@hansui.or.jp

(3) 回答日 平成24年11月5日(月)に入札公告ページに掲載する。ただし、入札公告ページにて確認出来ない場合は、FAXにより回答する。

#### 6 入札（郵便入札）参加申込方法

入札参加を希望する者は、次のとおり入札参加に必要な書類を一般書留、簡易書留及び特定記録郵便のいずれかの方法にて郵送すること（詳細は別紙「郵便応募型入札の手引き」を参照）。

##### (1) 提出書類

ア 郵便応募型条件付き一般競争入札参加申込書（様式第1号）

イ 入札書（指定様式で、日付は開札日を記入すること。）

ウ 同種又は類似工事の施工実績（様式第2号）

エ 建設業の許可及び経営事項審査結果（様式第4号）

##### (2) 提出部数

ア 1部

イ 封筒は、1件につき1件限りとする。また、封筒に入札書を2通以上入れた場合は全ての入札書を無効とする。

##### (3) 送付先 〒658-0073

神戸西岡本郵便局留

阪神水道企業団総務課契約係 宛

##### (4) 受付期間 公告日から平成24年11月9日(金)まで（必着）

#### 7 開札の日時、場所等

(1) 日時 平成24年11月12日(月) 午前11時45分から

(2) 場所 神戸市東灘区西岡本3丁目20番1号  
阪神水道企業団 本庁舎1階 第2会議室

(3) 開札の立会い 開札の立ち会いを希望する者は、開札立会申込書を提出すること。

#### 8 入札参加資格の審査及び落札者の決定

(1) 開札は指定する郵便方法で郵送された封筒が未開封であることを立会人が確認した後に行う。

(2) 入札参加者は開札に立ち会うことができる。入札参加者から立会人が居ない場合は契約事務に関係のない企業団職員が行う。

(3) 入札金額が企業団の定めた予定価格の範囲内で、かつ最低制限価格以上であるもののうち、最低の価格をもって入札した者（以下「最低価格入札者」という。）を落札候補者とし、落札の決定を保留する。

(4) 落札の決定を保留した後、落札候補者が入札参加資格を有する者であるかを審査する。

(5) 同価による最低価格入札者が2者以上ある時は、立会人がくじ引きによって審査順

位を決定する。この場合において、最低価格入札者が立会人として参加している場合はその者にくじを引かせ、参加していない場合は契約事務に関係のない企業団職員にくじを引かせるものとする。

- (6) 再入札は行わない。
- (7) 予定価格以下の価格をもって入札した者がいないときは、当該入札において最低の価格をもって入札した者と随意契約に移行するものとする。
- (8) 審査の結果により、落札候補者の取扱いは次のいずれかによるものとする。
  - ア 落札候補者が入札参加資格を有する者であることを確認した場合は、その者を落札者とし、直ちに落札決定を電話又は書面で通知し、契約を締結するものとする。
  - イ 落札候補者が入札参加資格を有しない者であることを確認した場合は、その者の入札を無効とする。この場合、最低価格入札者以外の者のうち最低の価格をもって入札した者を新たに落札候補者とし、入札参加資格の審査を行う。以後、落札者が決定するまで同様の手続を繰り返す。
- (9) 入札参加資格の審査の結果、落札候補者の入札を無効にした場合には、入札を無効にした理由を付して当該落札候補者に通知する。
- (10) 開札後落札決定までに、落札候補者がいずれかの入札参加資格要件を満たさなくなった場合は入札参加資格を有しない者とみなし無効とする。
- (11) 落札候補者となった者は、正当な理由がある場合を除き、落札者となることを辞退することができない。

## 9 入札保証金 免除

## 10 契約保証金

保険会社との間に企業団を被保険者とする履行保証保険契約（8定額てん補、付保割合100分の5以上）を締結し、その証書を提出すること。

## 11 入札の無効

次のいずれかに該当する入札書は無効とする。

- (1) 入札者の資格のない者が入札したとき。
- (2) この入札に参加する複数の者の関係が、以下のアからウまでのいずれかに該当する場合には、該当する者のした入札（該当する者が、共同企業体の代表者以外の構成員である場合の入札を除く。）は全て無効とする。ただし、該当する者の1者を除く全てが入札を辞退した場合には、残る1者の入札は無効とはならない。

### ア 資本関係

以下のいずれかに該当する2者の場合。ただし、子会社（会社法第2条第3号及び会社法施行規則第3条の規定による子会社をいう。以下同じ。）又は子会社の一方が会社更生法第2条第7項に規定する更生会社（以下「更生会社」という。）又は民事再生法第2条第4号に規定する再生手続が存続中の会社である場合は除く。

- (ア) 親会社（会社法第2条第4号及び会社法施行規則第3条の規定による親会社をいう。以下同じ。）と子会社の関係にある場合
- (イ) 親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合

### イ 人的関係

以下のいずれかに該当する2者の場合。ただし、(ア)については、会社の一方が更生会社又は民事再生法第2条第4号に規定する再生手続が存続中の会社である場合は除く。

- (ア) 一方の会社の代表権を有する者（個人商店の場合は代表者。以下同じ。）が、他方の会社の代表権を有する者を現に兼ねている場合

- (イ) 一方の会社の代表権を有する者が、他方の会社の会社更生法第67条第1項又は民事再生法第64条第2項の規定により選任された管財人を現に兼ねている場合

### ウ その他の入札の適正さが阻害されると認められる場合

- (ア) その他上記ア又はイと同視しうる資本関係又は人的関係があると認められる



## 場合

(イ) 中小企業等協同組合法（昭和24年法律第181号）第3条に規定する中小企業等協同組合とその組合員の関係にある場合

- (3) 持参及び指定した郵送方法以外（普通郵便、速達、小包郵便、宅急便等）の方法による入札
  - (4) 封筒に記載の案件名と同封している入札書に記載された案件名が異なるもの
  - (5) 期限までに所定の場所に到達しなかった入札書
  - (6) 封筒に封印のないもの
  - (7) 入札書の様式が指定様式でない入札書
  - (8) 記名及び押印のない入札書
  - (9) 入札参加申込者印と異なる印を押印した入札書
  - (10) 入札金額が加除訂正されている入札書
  - (11) 誤字、脱字等により意思表示が明確でない入札書
  - (12) 記載した文字を容易に消すことの出来る筆記用具を用いて記載した入札書
  - (13) 記載事項を訂正し、訂正印のない入札書
  - (14) 同一の入札書に2件以上の入札事項を連記したもの
  - (15) 同一人物が入札した2通以上の入札書
  - (16) 連合その他不正の行為があったと認められる入札書
  - (17) その他入札に関する条件に違反したと認められる者のした入札書
  - (18) 当該入札に関係のないことが記入されているもの
- 12 契約に関する条件

契約金額（消費税込）が200万円を超える場合には、落札者が暴力団でないこと等についての誓約書等を契約締結以前に提出すること。

## 13 その他留意事項

- (1) 提出された書類の作成に要する費用は、提出者の負担とする。
- (2) 提出された書類は返還しない。
- (3) 提出された書類に虚偽の記載をした者は、指名停止基準により6箇月の指名停止となり、その者のした入札は無効とする。
- (4) 入札者は開札後、本公告及び関係法令等の入札条件の不知又は内容の不明を理由として、異議を申し立てることはできない。
- (5) 郵便事故等により入札書が企業団へ到達しなかったことに対する異議を申し立てることはできない。
- (6) 契約を締結した者は、この建設工事の一部について締結する請負契約及び資材又は原材料の購入契約その他のこの契約の履行に伴い締結する契約（以下「下請契約等」という。）を締結する場合において、その契約金額（同一の者と複数の下請契約等を締結する場合は、その合計金額）が200万円を超えるときには、その相手方が暴力団でないこと等についての誓約書を提出させ、当該契約書の写し（「暴力団排除に関する特約」第3項の規定によりこの項に準じて下請契約等に定めた規定により提出させた誓約書の写しを含む。）を企業団に提出すること。

本件入札に関する問い合わせ先  
阪神水道企業団 総務部総務課契約係  
〒658-0073 兵庫県神戸市東灘区西岡本3丁目20番1号  
電 話(078)431-1902（直通）  
F A X (078)431-2664

## 阪神水道企業団公告

郵便応募型条件付き一般競争入札を実施するので、地方自治法施行令（昭和22年政令第

16号。以下「自治令」という。)第167条の6及び阪神水道企業団契約規程(昭和42年管理規程第1号)第4条の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成24年10月29日

阪神水道企業団  
企業長 山 中 敦

#### 1 入札に付する事項

- (1) 件 名 作業服 152着 外9件
- (2) 納入場所 本庁舎(神戸市東灘区西岡本3丁目20番1号)  
浄水管理事務所(尼崎市田能5丁目11番1号)  
送水センター(西宮市上大市3丁目2番53号)  
水質試験所(尼崎市田能5丁目11番1号)
- (3) 概 要 作業服及び女子作業服並びに作業靴及び安全靴の購入を行う(詳細は、仕様書のとおり)。
- (4) 納入期限 契約日から30日以内とする。
- (5) 支払方法 完納払い
- (6) 前金払 なし
- (7) 予定価格 非公表
- (8) 最低制限価格 設定なし

#### 2 応募方法 単独企業による。

#### 3 入札参加資格

次に掲げる事項のいずれにも該当すること。

- (1) 自治令(昭和22年政令第16号)第167条の4に規定する入札参加資格制限に該当しないこと。
- (2) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく再生手続開始の申立てがなされていないこと(会社更生法に基づく更生手続開始の決定又は民事再生法に基づく再生手続開始の決定があった場合を除く。)
- (3) 阪神水道企業団指名停止基準(以下「指名停止基準」という。)に基づく指名停止を、入札参加申込日から開札日までの間に受けていないこと。
- (4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律77号)第2条第6号に規定する暴力団員が役員又は代表者として、若しくは実質的に経営に参与している団体、役員等が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団又は暴力団員(以下「暴力団等」という。)に金銭的な援助を行っている団体、その他暴力団等と社会的に非難されるべき関係を有している団体ではないこと。
- (5) 神戸市、尼崎市、西宮市、芦屋市及び大阪市のいずれかに本店または支店を置いていること。
- (6) 平成14年度以降において国及び地方公共団体若しくはこれらに準ずる機関に、仕様書に記す同等物品を納入した実績を有すること。

#### 4 入札に必要な書類の交付

企業団ホームページ(<http://www.hansui.or.jp/>)「入札・契約情報」内の当該入札公告ページ(以下「入札公告ページ」という。)からダウンロードすること。  
ダウンロードできない環境にある場合は、総務課契約係(本庁舎3階)で配付するので、事前に連絡すること(電話(078)431-1902(直通))。

#### 5 仕様書に関する質問

仕様書に関して質問があるときは、次のとおり電子メール(任意様式)により受け付ける。ただし、電子メールできない環境にある場合は、FAX((078)431-2664)により提出すること。

- (1) 受付期限 平成24年11月7日(水) 午後5時00分まで
- (2) 送信先 阪神水道企業団 総務部総務課契約係 宛

E-mail keiyaku@hansui.or.jp

- (3) 回答日 平成24年11月12日(月)に入札公告ページに掲載する。ただし、入札公告ページにて確認出来ない場合は、FAXにより回答する。

6 入札（郵便入札）参加申込方法

入札参加を希望する者は、次のとおり入札参加に必要な書類を一般書留、簡易書留及び特定記録郵便のいずれかの方法にて郵送すること（詳細は別紙「郵便応募型入札の手引き」を参照）。

(1) 提出書類

- ア 郵便応募型条件付き一般競争入札参加申込書（様式第1号）  
イ 入札書（指定様式で、日付は開札日を記入すること。）  
ウ 同種又は類似する物品の納入実績調書（様式第2号）

(2) 提出部数

- ア 1部  
イ 封筒は、1件につき1件限りとする。また、封筒に入札書を2通以上入れた場合は全ての入札書を無効とする。

(3) 送付先 〒658-0073

神戸西岡本郵便局留  
阪神水道企業団総務課契約係 宛

(4) 受付期間 公告日から平成24年11月19日(月)まで（必着）

7 開札の日時、場所等

- (1) 日 時 平成24年11月20日(火) 午後1時30分から

- (2) 場 所 神戸市東灘区西岡本3丁目20番1号  
阪神水道企業団 本庁舎1階 第2会議室

- (3) 開札の立会い 開札の立ち会いを希望する者は、開札立会申込書を提出すること。

8 入札参加資格の審査及び落札者の決定

- (1) 開札は指定する郵便方法で郵送された封筒が未開封であることを立会人が確認した後に行う。

- (2) 入札参加者は開札に立ち会うことができる。入札参加者から立会人が居ない場合は契約事務に関係のない企業団職員が行う。

- (3) 入札金額が企業団の定めた予定価格の範囲内で、かつ最低制限価格以上であるもののうち、最低の価格をもって入札した者（以下「最低価格入札者」という。）を落札候補者とし、落札の決定を保留する。

- (4) 落札の決定を保留した後、落札候補者が入札参加資格を有する者であることを審査する。

- (5) 同価による最低価格入札者が2者以上ある時は、立会人がくじ引きによって審査順位を決定する。この場合において、最低価格入札者が立会人として参加している場合はその者にくじを引かせ、参加していない場合は契約事務に関係のない企業団職員にくじを引かせるものとする。

- (6) 再入札は行わない。

- (7) 予定価格以下の価格をもって入札した者がいないときは、当該入札において最低の価格をもって入札した者と随意契約に移行するものとする。

- (8) 審査の結果により、落札候補者の取扱いは次のいずれかによるものとする。

ア 落札候補者が入札参加資格を有する者であることを確認した場合は、その者を落札者とし、直ちに落札決定を電話又は書面で通知し、契約を締結するものとする。

イ 落札候補者が入札参加資格を有しない者であることを確認した場合は、その者の入札を無効とする。この場合、最低価格入札者以外の者のうち最低の価格をもって入札した者を新たに落札候補者とし、入札参加資格の審査を行う。以後、落札者が決定するまで同様の手続を繰り返す。

- (9) 入札参加資格の審査の結果、落札候補者の入札を無効にした場合には、入札を無効

にした理由を付して当該落札候補者に通知する。

- (10) 開札後落札決定までに、落札候補者がいずれかの入札参加資格要件を満たさなくなった場合は入札参加資格を有しない者とみなし無効とする。
- (11) 落札候補者となった者は、正当な理由がある場合を除き、落札者となることを辞退することができない。

9 入札保証金

免除

10 契約保証金

免除

11 入札の無効

次のいずれかに該当する入札書は無効とする。

- (1) 入札者の資格のない者が入札したとき。
- (2) この入札に参加する複数の者の関係が、以下のアからウまでのいずれかに該当する場合には、該当する者のした入札（該当する者が、共同企業体の代表者以外の構成員である場合の入札を除く。）は全て無効とする。ただし、該当する者の1者を除く全てが入札を辞退した場合には、残る1者の入札は無効とはならない。

ア 資本関係

以下のいずれかに該当する2者の場合。ただし、子会社（会社法第2条第3号及び会社法施行規則第3条の規定による子会社をいう。以下同じ。）又は子会社の一方が会社更生法第2条第7項に規定する更生会社（以下「更生会社」という。）又は民事再生法第2条第4号に規定する再生手続が存続中の会社である場合は除く。

- (ア) 親会社（会社法第2条第4号及び会社法施行規則第3条の規定による親会社をいう。以下同じ。）と子会社の関係にある場合
- (イ) 親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合

イ 人的関係

以下のいずれかに該当する2者の場合。ただし、(ア)については、会社の一方が更生会社又は民事再生法第2条第4号に規定する再生手続が存続中の会社である場合は除く。

- (ア) 一方の会社の代表権を有する者（個人商店の場合は代表者。以下同じ。）が、他方の会社の代表権を有する者を現に兼ねている場合
- (イ) 一方の会社の代表権を有する者が、他方の会社の会社更生法第67条第1項又は民事再生法第64条第2項の規定により選任された管財人を現に兼ねている場合

ウ その他の入札の適正さが阻害されると認められる場合

- (ア) その他上記ア又はイと同視しうる資本関係又は人的関係があると認められる場合
  - (イ) 中小企業等協同組合法（昭和24年法律第181号）第3条に規定する中小企業等協同組合とその組合員の関係にある場合
- (3) 持参及び指定した郵送方法以外（普通郵便、速達、小包郵便、宅急便等）の方法による入札
  - (4) 封筒に記載の案件名と同封している入札書に記載された案件名が異なるもの
  - (5) 期限までに所定の場所に到達しなかった入札書
  - (6) 封筒に封印のないもの
  - (7) 入札書の様式が指定様式でない入札書
  - (8) 記名及び押印のない入札書
  - (9) 入札参加申込者印と異なる印を押印した入札書
  - (10) 入札金額が加除訂正されている入札書
  - (11) 誤字、脱字等により意思表示が明確でない入札書
  - (12) 記載した文字を容易に消すことの出来る筆記用具を用いて記載した入札書
  - (13) 記載事項を訂正し、訂正印のない入札書

- (14) 同一の入札書に2件以上の入札事項を連記したもの  
 (15) 同一人物が入札した2通以上の入札書  
 (16) 連合その他不正の行為があったと認められる入札書  
 (17) その他入札に関する条件に違反したと認められる者のした入札書  
 (18) 当該入札に関係のないことが記入されているもの
- 12 契約に関する条件  
 契約金額（消費税込）が200万円を超える場合には、落札者が暴力団でないこと等についての誓約書等を契約締結以前に提出すること。
- 13 その他留意事項  
 (1) 提出された書類の作成に要する費用は、提出者の負担とする。  
 (2) 提出された書類は返還しない。  
 (3) 提出された書類に虚偽の記載をした者は、指名停止基準により6箇月の指名停止となり、その者のした入札は無効とする。  
 (4) 入札者は開札後、本公告及び関係法令等の入札条件の不知又は内容の不明を理由として、異議を申し立てることはできない。  
 (5) 郵便事故等により入札書が企業団へ到達しなかったことに対する異議を申し立てることはできない。

本件入札に関する問い合わせ先  
 阪神水道企業団 総務部総務課契約係  
 〒658-0073 兵庫県神戸市東灘区西岡本3丁目20番1号  
 電 話(078)431-1902(直通)  
 F A X(078)431-2664

#### 阪神水道企業団公告

郵便応募型条件付き一般競争入札を実施するので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「自治令」という。）第167条の6及び阪神水道企業団契約規程（昭和42年管理規程第1号）第4条の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成24年11月9日

阪神水道企業団  
 企業長 山 中 敦

#### 1 入札に付する事項

- (1) 起工番号 工工第10号  
 工事名 本庁舎地下水路補修工事
- (2) 工事場所 神戸市東灘区西岡本3丁目20番1号（本庁舎）
- (3) 工事概要 本庁舎敷地内を横断する地下水路が地震等で崩壊し、本庁舎建物に影響を及ぼす恐れがあるため、水路内に管を挿入し、空隙充填を行う。
- ア 土工 一式  
 イ 水路補修工 一式  
 ウ 人孔築造工 一式  
 エ 付帯工 一式
- (4) 工事期間 契約締結日の翌日から平成25年3月15日(金)まで  
 (5) 支払方法 完成払い  
 (6) 前金払 あり  
 (7) 予定価格 事後公表  
 (8) 最低制限価格 設定あり
- 2 応募方法 単独企業による。
- 3 入札参加資格

次に掲げる事項のいずれにも該当すること。

- (1) 阪神水道企業団（以下「企業団」という。）における平成23・24年度競争入札参加資格（登録工種：土木一式工事）を有していること。
- (2) 自治令第167条の4に規定する入札参加資格制限に該当しないこと。
- (3) 企業団指名停止基準（以下「指名停止基準」という。）に基づく指名停止を、入札参加申込日から開札日までの間に受けていないこと。
- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者であること（会社更生法に基づく更生手続開始の決定又は民事再生法に基づく再生手続開始の決定があった場合を除く。）。
- (5) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員が役員又は代表者として、若しくは実質的に経営に参与している団体、役員等が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団又は暴力団員（以下「暴力団等」という。）に金銭的な援助を行っている団体、その他暴力団等と社会的に非難されるべき関係を有している団体ではないこと。
- (6) 建設業法（昭和24年法律第100号）に規定する経営事項審査結果の土木一式工事の総合評定値が691点以上かつ950点以下で、本契約予定日（平成24年11月下旬）まで有効期間があること。

#### 4 入札に必要な書類の交付

企業団ホームページ（<http://www.hansui.or.jp/>）「入札・契約情報」内の当該入札公告ページ（以下「入札公告ページ」という。）からダウンロードすること。ダウンロードできない環境にある場合は、総務課契約係（本庁舎3階）で配付するので、事前に連絡すること（電話(078)431-1902（直通））。

#### 5 設計図書に関する質問

設計図書に関して質問があるときは、次のとおり電子メール（任意様式）により受け付ける。ただし、電子メールできない環境にある場合は、FAX（(078)431-2664）により提出すること。

- (1) 受付期限 平成24年11月16日(金) 午後5時00分まで
- (2) 送信先 阪神水道企業団 総務部総務課契約係 宛  
E-mail keiyaku@hansui.or.jp
- (3) 回答日 平成24年11月21日(水)に入札公告ページに掲載する。ただし、入札公告ページにて確認出来ない場合は、FAXにより回答する。

#### 6 入札（郵便入札）参加申込方法

入札参加を希望する者は、次のとおり入札参加に必要な書類を一般書留、簡易書留及び特定記録郵便のいずれかの方法にて郵送すること（詳細は別紙「郵便応募型入札の手引き」を参照）。

- (1) 提出書類  
ア 郵便応募型条件付き一般競争入札参加申込書（様式第1号）  
イ 入札書（指定様式で、日付は開札日を記入すること。）  
ウ 建設業の許可及び経営事項審査結果（様式第4号）
- (2) 提出部数  
ア 1部  
イ 封筒は、1件につき1件限りとする。また、封筒に入札書を2通以上入れた場合は全ての入札書を無効とする。
- (3) 送付先 〒658-0073  
神戸西岡本郵便局留  
阪神水道企業団総務課契約係 宛
- (4) 受付期間 公告日から平成24年11月28日(水)まで（必着）

#### 7 開札の日時、場所等

- (1) 日 時 平成24年11月29日(木) 午後1時30分から
  - (2) 場 所 神戸市東灘区西岡本3丁目20番1号  
阪神水道企業団 本庁舎1階 第2会議室
  - (3) 開札の立会い 開札の立ち会いを希望する者は、開札立会申込書を提出すること。
- 8 入札参加資格の審査及び落札者の決定
- (1) 開札は指定する郵便方法で郵送された封筒が未開封であることを立会人が確認した後に行う。
  - (2) 入札参加者は開札に立ち会うことができる。入札参加者から立会人が居ない場合は契約事務に関係のない企業団職員が行う。
  - (3) 入札金額が企業団の定めた予定価格の範囲内で、かつ最低制限価格以上であるもののうち、最低の価格をもって入札した者（以下「最低価格入札者」という。）を落札候補者とし、落札の決定を保留する。
  - (4) 落札の決定を保留した後、落札候補者が入札参加資格を有する者であるかを審査する。
  - (5) 同価による最低価格入札者が2者以上ある時は、立会人がくじ引きによって審査順位を決定する。この場合において、最低価格入札者が立会人として参加している場合はその者にくじを引かせ、参加していない場合は契約事務に関係のない企業団職員にくじを引かせるものとする。
  - (6) 再入札は行わない。
  - (7) 予定価格以下の価格をもって入札した者がいないときは、当該入札において最低の価格をもって入札した者と随意契約に移行するものとする。
  - (8) 審査の結果により、落札候補者の取扱いは次のいずれかによるものとする。
    - ア 落札候補者が入札参加資格を有する者であることを確認した場合は、その者を落札者とし、直ちに落札決定を電話又は書面で通知し、契約を締結するものとする。
    - イ 落札候補者が入札参加資格を有しない者であることを確認した場合は、その者の入札を無効とする。この場合、最低価格入札者以外の者のうち最低の価格をもって入札した者を新たに落札候補者とし、入札参加資格の審査を行う。以後、落札者が決定するまで同様の手続を繰り返す。
  - (9) 入札参加資格の審査の結果、落札候補者の入札を無効にした場合には、入札を無効にした理由を付して当該落札候補者に通知する。
  - (10) 開札後落札決定までに、落札候補者がいずれかの入札参加資格要件を満たさなくなった場合は入札参加資格を有しない者とみなし無効とする。
  - (11) 落札候補者となった者は、正当な理由がある場合を除き、落札者となることを辞退することができない。
- 9 入札保証金  
免除
- 10 契約保証金  
保険会社との間に企業団を被保険者とする履行保証保険契約（定額てん補、付保割合100分の5以上）を締結し、その証書を提出すること。
- 11 入札の無効  
次のいずれかに該当する入札書は無効とする。
- (1) 入札者の資格のない者が入札したとき。
  - (2) この入札に参加する複数の者の関係が、以下のアからウまでのいずれかに該当する場合には、該当する者のした入札（該当する者が、共同企業体の代表者以外の構成員である場合の入札を除く。）は全て無効とする。ただし、該当する者の1者を除く全てが入札を辞退した場合には、残る1者の入札は無効とはならない。
    - ア 資本関係  
以下のいずれかに該当する2者の場合。ただし、子会社（会社法第2条第3号及び会社法施行規則第3条の規定による子会社をいう。以下同じ。）又は子会社の一

方が会社更生法第2条第7項に規定する更生会社（以下「更生会社」という。）又は民事再生法第2条第4号に規定する再生手続が存続中の会社である場合は除く。

(7) 親会社（会社法第2条第4号及び会社法施行規則第3条の規定による親会社をいう。以下同じ。）と子会社の関係にある場合

(イ) 親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合

#### イ 人的関係

以下のいずれかに該当する2者の場合。ただし、(7)については、会社の一方が更生会社又は民事再生法第2条第4号に規定する再生手続が存続中の会社である場合は除く。

(7) 一方の会社の代表権を有する者（個人商店の場合は代表者。以下同じ。）が、他方の会社の代表権を有する者を現に兼ねている場合

(イ) 一方の会社の代表権を有する者が、他方の会社の会社更生法第67条第1項又は民事再生法第64条第2項の規定により選任された管財人を現に兼ねている場合

#### ウ その他の入札の適正さが阻害されると認められる場合

(7) その他上記ア又はイと同視しうる資本関係又は人的関係があると認められる場合

(イ) 中小企業等協同組合法（昭和24年法律第181号）第3条に規定する中小企業等協同組合とその組合員の関係にある場合

(3) 持参及び指定した郵送方法以外（普通郵便、速達、小包郵便、宅急便等）の方法による入札

(4) 封筒に記載の案件名と同封している入札書に記載された案件名が異なるもの

(5) 期限までに所定の場所に到達しなかった入札書

(6) 封筒に封印のないもの

(7) 入札書の様式が指定様式でない入札書

(8) 記名及び押印のない入札書

(9) 入札参加申込者印と異なる印を押印した入札書

(10) 入札金額が加除訂正されている入札書

(11) 誤字、脱字等により意思表示が明確でない入札書

(12) 記載した文字を容易に消すことの出来る筆記用具を用いて記載した入札書

(13) 記載事項を訂正し、訂正印のない入札書

(14) 同一の入札書に2件以上の入札事項を連記したもの

(15) 同一人物が入札した2通以上の入札書

(16) 連合その他不正の行為があったと認められる入札書

(17) その他入札に関する条件に違反したと認められる者のした入札書

(18) 当該入札に関係のないことが記入されているもの

#### 12 契約に関する条件

契約金額（消費税込）が200万円を超える場合には、落札者が暴力団でないこと等についての誓約書等を契約締結以前に提出すること。

#### 13 その他留意事項

(1) 提出された書類の作成に要する費用は、提出者の負担とする。

(2) 提出された書類は返還しない。

(3) 提出された書類に虚偽の記載をした者は、指名停止基準により6箇月の指名停止となり、その者のした入札は無効とする。

(4) 入札者は開札後、本公告及び関係法令等の入札条件の不知又は内容の不明を理由として、異議を申し立てることはできない。

(5) 郵便事故等により入札書が企業団へ到達しなかったことに対する異議を申し立てることはできない。

(6) 契約を締結した者は、この建設工事の一部について締結する請負契約及び資材又は原材料の購入契約その他のこの契約の履行に伴い締結する契約（以下「下請契約等」



という。)を締結する場合において、その契約金額(同一の者と複数の下請契約等を締結する場合は、その合計金額)が200万円を超えるときには、その相手方が暴力団でないこと等についての誓約書を提出させ、当該契約書の写し(「暴力団排除に関する特約」第3項の規定によりこの項に準じて下請契約等に定めた規定により提出させた誓約書の写しを含む。)を企業団に提出すること。

本件入札に関する問い合わせ先  
阪神水道企業団 総務部総務課契約係  
〒658-0073 兵庫県神戸市東灘区西岡本3丁目20番1号  
電 話 (078)431-1902 (直通)  
F A X (078)431-2664